

令和2年度自己点検・評価結果

本報告書は、原則として各部局が点検・評価を行った
令和2年10月末時点の状況に基づき作成しています。

第1章 理念・目的

点検・評価項目①: 大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

評価の視点1 : ○学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容

評価の視点2 : ○大学の理念・目的と学部・研究科の目的の関連性

現状説明

評価の視点1 評価の視点2

[学部] [大学院]

本学は、建学の精神に基づいた全人教育の目標として『「人材教育 (Specialist)」と「人間教育 (Generalist)」の共存』、『「学部教育 (Faculty)」と「総合教育 (University)」の共存』、『「地域性 (Regionalism)」と「国際性 (Globalism)」の共存』の3つの共存をはかることを教育研究の理念としている。また、大学の人材養成の目的を「本学は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第83条の規定に基づき、人文、法律、経済、商学、理学、工学、医学、薬学及びスポーツ科学に関する専門的研究及び教授を行い、学識深く教養高き人材を養成することを目的とする。」と定め、これを学則第1条第1項に規定している。同様に、大学院も人材養成の目的を定め、これを大学院学則第1条に規定している。

大学の教育研究の理念及び人材養成の目的を踏まえ、学部は全ての学部及び学科ごとに、大学院は全ての研究科及び専攻さらに学位課程ごとに教育研究上の目的を定めており、内容としても概ね大学の理念・目的と適切に連関している。

点検・評価項目②: 大学の理念・目的および学部・研究科の目的を学則又はこれに準じる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

評価の視点1 : ○学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示

評価の視点2 : ○教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表

現状説明

評価の視点1 評価の視点2

[学部] [大学院]

学部は全ての学部及び学科ごとに、大学院は全ての研究科及び専攻さらに学位課程ごとに教育研究上の目的を定めており、これらを学部は学則(第1条第2項)、大学院は大学院学則(第2条の2)に規定している。教育研究上の目的は、本学公式ウェブサイトのほか、各学部の個別ウェブサイト等で広く社会に公表している。さらに「大学案内」や「学修ガイ

ド」等の紙媒体にも掲載しているほか、建学の精神については学内各所に看板等を設置するなどして教職員及び学生に周知している。なお、令和元年度には、建学の精神をよりステークホルダーに対して周知するための工夫として、建学の精神を「S」で始まる5語（Steady, Sensible, Sincere and Strong, Spirited）に英訳しその頭文字を「FU-5S（Fukuoka University - Five S's）」として掲げ、同様に周知・公表している。

点検・評価項目③: 大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

評価の視点1： ○将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定 ・認証評価の結果等を踏まえた中・長期の計画等の策定
--

現状説明

評価の視点1

本学の創立100周年（2034年）に向けて法人全体が目指す将来像を「時代と社会の要請に即応し、総合力を力強く発揮することで、地域と世界に向け、躍動する人材の育成とイノベーションを創出する拠点を目指す」として掲げ、その実現に向けた令和2年度からの5か年の計画として「学校法人福岡大学中長期計画（第1期2020-2024）」を策定した。同計画では指針として「1. 時代の要請や社会のニーズに対応した教育・研究・医療の提供」「2. 先進的で高度な研究活動の遂行」「3. アジア諸国との関係を中心に行うグローバル人材育成」「4. 福岡を中心とする地域の活性化と発展の促進」「5. 変化の激しい時代に対応できる柔軟性のある組織の構築、財政基盤の強化」の5つを掲げており、さらにこの指針を踏まえた5つの重点項目に対する目標と推進項目を設定している。推進項目の設定等に当たっては、平成27年度に受審した（公財）大学基準協会による認証評価結果で指摘を受けた事項についても考慮のうえ策定している。なお、今後、中長期計画を推進するにあたっては、「ウィズコロナ」を常に念頭に置いて、事業計画との関係性を整理し、進捗管理の方法や体制を検討するなど、実現に向けた具体的な方策の策定が必要である。

<長所・特色>

【点検・評価項目②】

- ・ 建学の精神に対するステークホルダーの理解を深めるための工夫として、建学の精神を「S」で始まる5語に英訳（Steady, Sensible, Sincere and Strong, Spirited）し、その頭文字を「FU-5S（Fukuoka University - Five S's）」として掲げ、各種広報媒体において周知・公表している。

<課題・問題点>

【点検・評価項目③】

- ・ 中長期計画を推進するにあたり、各事業の進捗管理を行うための体制や方法を整備す

るとともに、必要に応じて指標（中間指標：KPI、達成指標：KGI 等）、実施スケジュールを含む具体的なアクションプランやロードマップを策定するなど、計画の実現に向けた具体的な方策の策定が必要である。

第2章 内部質保証

点検・評価項目①: 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

評価の視点1 : ○下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示

- ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方
- ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織（全学内部質保証推進組織）の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担
- ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針（PDCA サイクルの運用プロセスなど）

現状説明

評価の視点1

本学は、内部質保証を推進するための全学的な方針及び手続として、令和元年度に「福岡大学内部質保証の方針」を策定している。同方針には内部質保証に関しその推進に責任を負う組織（「自己点検・評価推進会議」）や領域別に内部質保証を推進する会議体（「教育推進会議」「研究推進本部会議」「地域連携推進会議」「企画運営会議」）の役割、学内における自己点検・評価のプロセス、自己点検・評価の客観性を担保するための仕組み（外部評価等）を示している。なお、同方針は本学公式ウェブサイトに掲載しており、学内はもちろん、社会に広く公表している。

点検・評価項目②: 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

評価の視点1 : ○全学内部質保証推進組織・学内体制の整備
評価の視点2 : ○全学内部質保証推進組織のメンバー構成

現状説明

評価の視点1

本学は、以前から自己点検・評価の中核を担っていた「自己点検・評価推進会議」を令和2年度から内部質保証の推進に責任を負う組織として位置づけ、内部質保証の方針や手続の設定、その推進を図る役割を担っている。また、「自己点検・評価推進会議」のもとに、既存の会議体を領域別に内部質保証を推進する会議体*として位置づけ、各部局が実施した自己点検・評価の検証を行うとともに、その結果を「自己点検・評価推進会議」へ報告することとしている。なお、検証にあたっては、必要に応じて各会議体のもとに作業部会等を設置している。学部や研究科等の各部局には自己点検・評価に係る「部局別自己点検・評価実施委員会」を設置し、各部局の取組を点検・評価している。これらの会議体の役割や権限等については「学校法人福岡大学自己点検・評価規程」や「福岡大学教育推進会議規程」等の各領域別会議体のそれぞれの規程に定めている。

※領域別に内部質保証を推進する会議体

領域	領域別会議体
教育・学生の受け入れ・学生支援	教育推進会議
研究	研究推進本部会議
社会連携・社会貢献	地域連携推進会議
大学運営・財務	企画運営会議

評価の視点2

責任組織である「自己点検・評価推進会議」は、学長を議長とし、副学長（4人）、事務局長、学部長（9人）、教務部長、学生部長、図書館長、研究推進部長、第二部主事、研究科長（9人）、法科大学院長、地域連携推進センター長の合計31人で構成している。

点検・評価項目③: 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

評価の視点1：	○学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定
評価の視点2：	○方針及び手続に従った内部質保証活動の実施
評価の視点3：	○全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教育のPDCAサイクルを機能させる取り組み
評価の視点4：	○学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施
評価の視点5：	○学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施
評価の視点6：	○行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査）に対する適切な対応
評価の視点7：	○点検・評価における客観性、妥当性の確保

現状説明

評価の視点1

学部・学科については、学長の諮問機関である「基本計画委員会」で策定した「ポリシーの見直し等に関するガイドライン」に基づき、平成28年度に既存の3つの方針を全学部一斉に見直した。研究科・専攻については、3つの方針の策定のための全学的な考え方（ガイドライン等）を設定しておらず、各部局の判断により策定・見直しが行われている。なお、学部・学科の3つの方針は、平成28年度に一斉に見直しを行ったものの、以降各部局による改正が行われた際に、「ポリシーの見直し等に関するガイドライン」に沿った方針となっているかという観点で検証を行っていない。研究科・専攻は、前述のとおり全学的な考え方が示されていない。

評価の視点2

評価の視点3

本学は、令和元年度に「福岡大学内部質保証の方針」を策定した。令和2年度は、同方針に基づき内部質保証システムを再構築し、新体制のもとで自己点検・評価を実施した。自己点検・評価の具体的なプロセスは次のとおりである。①「自己点検・評価推進会議」が自己点検・評価の実施方針を定め、学部・研究科等の各部局に点検・評価の実施を指示する。②各部局は点検・評価を行い、その結果を領域別に内部質保証を推進する会議体（「教育推進会議」「研究推進本部会議」「地域連携推進会議」「企画運営会議」）へ報告する。③領域別に内部質保証を推進する4つの会議体は各部局の点検・評価結果の検証を行い、その結果を「自己点検・評価推進会議」へ報告する。④「自己点検・評価推進会議」は全学的観点による点検・評価を実施し、明らかとなった課題や問題点について当該部局へ改善指示を行う。前述のとおり、今年度が内部質保証システム再構築後、新体制での自己点検・評価のため実績はないものの、今回の点検・評価から明らかとなった課題・問題点について、「自己点検・評価推進会議」から当該部局に改善を促すとともに、以降の改善状況の報告を求めるなど、着実な改善・向上に向けて機能するよう、運営・支援を行う役割を担う予定としている。

評価の視点4

本学では、自己点検・評価を毎年度実施している。「福岡大学内部質保証の方針」においても、1項目に学内の諸活動について、恒常的に自己点検・評価を行う旨を示している。また、全学の自己点検・評価のほか、工学部の一部の学科では日本技術者教育認定機構（JABEE）による認証、医学部医学科では日本医学教育評価機構（JACME）の分野別評価、薬学部では薬学教育評価機構（JABPE）の分野別評価など、質保証に係る取組が既に実施され、評価・認証を得ている。

評価の視点5

前述のとおり、今年度が内部質保証システム再構築後、新体制での自己点検・評価のため、学部・研究科その他の組織における改善・向上の実績は確認できていない。しかし、点検・評価の過程で明らかとなった課題・問題点のうち、早急に対応すべきと判断された事項については、関係部局と調整のうえ、既に改善に向けた取組に着手している事項もある（大学院の3つの方針の見直しなど）。

評価の視点6

平成27年度に受審した認証評価における努力課題等の指摘事項については、「自己点検・評価推進会議」のもと、平成28年度の自己点検・評価に取り入れ、当該部局に対して改善を求めた。再構築した内部質保証システムにおいても、「自己点検・評価推進会議」から指摘事項等に関して当該部局へ対応を求め、その取組状況を確認することとしている。

評価の視点7

自己点検・評価活動の客観性・妥当性の確保の観点から、他大学の関係者及びその他学外の有識者によって構成される「外部評価委員会」により、本学の自己点検・評価の適切性に関する評価を実施している。令和2年度は、自己点検・評価の客観性をより一層高める観点から、点検・評価の実施前に実施項目（設問）に対する外部評価を新たに実施した。

点検・評価項目④: 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

評価の視点1：	○教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表
評価の視点2：	○公表する情報の正確性、信頼性
評価の視点3：	○公表する情報の適切な判断

現状説明

評価の視点1

情報公表に関し、学校教育法施行規則等で求められている教育情報や、私立学校法で求められている財務情報について、本学公式ウェブサイトにおいて適切に公表している。公表にあたっては、「情報公表」ページを設け、すべての情報を集約しており、該当ページ等へスムーズにアクセスできるなど、利用者が必要な情報を得やすいよう工夫を行っている。また、平成26年度に導入された大学ポートレートにおいても、導入初年度から本学の教育情報等を積極的に公表している。

評価の視点2

公表する情報の正確性、信頼性について、情報の更新作業を行う際には、各担当事務部署を明確に定めており、担当部署の責任のもと、正確な情報の提供に努めている。

評価の視点3

公表する情報の更新は、所管課である企画課が「情報公表」ページにおいて適宜、最新の情報に更新している。具体的には、当該ページの公表項目ごとに担当事務部署を定めており、「①情報に変更が生じた場合、担当部署から連絡をうけ、企画課が更新する。」「②毎年度、企画課が所定の時期に担当部署から最新のデータを収集し更新する。」「③担当部署において適宜更新する。」の3パターンで更新作業を行っている。なお、本学公式ウェブサイト全体の管理（サーバーへのアップロード等）は広報課が所管しているため、「情報公表」ページの更新作業においては、企画課と広報課が連携し行っている。

点検・評価項目⑤: 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1：	○全学的なPDCAサイクル等の適切性、有効性の定期的な点検・評価
---------	----------------------------------

評価の視点2： ○点検・評価における適切な根拠（資料、情報）の使用

評価の視点3： ○点検・評価結果に基づく改善・向上

現状説明

評価の視点1 評価の視点2 評価の視点3

本学では、平成29年度から令和元年度にかけて内部質保証システムの見直しを行うため、「自己点検・評価推進会議」のもとに「内部質保証システム構築検討委員会」を設置して検討を進め、同委員会が取りまとめた「内部質保証システムの構築に向けて（最終報告）（平成31年4月12日）」に基づいて、令和元年度に「福岡大学内部質保証の方針」を策定するとともに、令和2年度に内部質保証システムを再構築した。このため、再構築した内部質保証システムの適切性の点検・評価には至っていない。「学校法人福岡大学自己点検・評価規程」第6条に基づき「自己点検・評価推進会議」のもとに、第3期の認証評価に対応した内部質保証システムの再構築に向けて引き続き検討を行うため「内部質保証検討委員会」を設置しており、今後は同委員会において令和2年度自己点検・評価を踏まえた検証を行い、改善・向上に向けた提案を責任組織である「自己点検・評価推進会議」に上程する予定としている。

<長所・特色>

【点検・評価項目③】

- ・ 本学の自己点検・評価活動の客観性・妥当性の確保の観点から、「外部評価委員会」による評価を実施しており、委員会の構成員には他大学関係者のほか、福岡市の副市長や九州経済調査協会の理事長といった地域や経済界の有識者に委員を委嘱することで、社会のニーズをより広く踏まえた点検・評価の実施に努めている。

【点検・評価項目④】

- ・ 本学の教育研究等に関する各種取組について、可能な限りリアルタイムで広く社会に向けて発信するため、令和2年度より本学公式ウェブサイト内に新ウェブメディア「FUKUDAism（フクダイズム）」を開設した。本学及び大学病院・附属学校に関する活動状況を①キャンパスライフ、②就職、③スポーツ、④国際交流、⑤教育、⑥研究、⑦医療、⑧地域連携、⑨産学官連携、⑩大濠・若葉、⑪卒業生の11のカテゴリごとに写真や動画を用いてタイムリーに発信している。また、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症に関する本学の対応状況を迅速に発信するため、公式ウェブサイト内に専用ページを開設し、本学の基本方針（行動指針を含む）を示すとともに、「在学生」「保護者」「一般の方」等、ステークホルダーごとに必要な情報を整理した。

<課題・問題点>

【点検・評価項目②】

- ・ 現在の内部質保証システムは「内部質保証システムの構築に向けて（最終報告）」（平成

31年4月12日)を踏まえて構築しており、同システムのもとで令和2年度に自己点検・評価を試行した。今後は今年度の試行を踏まえて明らかとなった本システム自体の課題の改善を図るとともに、最終報告に示されている「幹事会」や「評価チーム」の必要性の検討及び必要に応じて役割・権限の規程化を進めるなど、さらなる内部質保証システムの体制整備に取り組む必要がある。

【点検・評価項目③】

- ・ 学部では「ポリシーの見直し等に関するガイドライン」に基づき、平成28年度に全学部・学科の3つの方針の見直しを一斉に行ったものの、それ以降、方針を改正する際にガイドラインを踏まえた方針となっているかの確認を行っていないため、適宜確認するための仕組みが必要である。

【点検・評価項目③】

- ・ 大学院では、研究科・専攻によって、方針の内容に精粗がみられるため、全学的な策定方針（基本方針）を明確化したうえで、それに基づいた研究科・専攻の方針の見直しが望まれる。

【点検・評価項目③】

- ・ 学部、大学院ともに、学部・研究科単位の3つの方針とは別に、学科・専攻単位で3つの方針を策定しているものの、両者の位置づけや関連性が不明確であり、整合が図れているとは言い難いため、学部・研究科単位の方針のあり方を整理するなど、改善に向けた検討が必要である。

第3章 教育研究組織

点検・評価項目①: 大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

評価の視点1 :	○大学の理念・目的と学部（学科又は課程）構成及び研究科（研究科又は専攻）構成との適合性
評価の視点2 :	○大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性
評価の視点3 :	○教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮

現状説明

評価の視点1 評価の視点2 評価の視点3

本学は、大学の教育研究の理念及び人材養成の目的を踏まえ、令和2年現在、人文学・法学・経済学・商学・理学・工学・医学・薬学・スポーツ科学の9学部31学科、人文科学・法学・経済学・商学・理学・工学・医学・薬学・スポーツ健康科学・法曹実務の10研究科34専攻を擁している。

また、学部・研究科の教育研究を支える各種センター（情報基盤センター、入学センター、国際センター、就職・進路支援センター、エクステンションセンター、教育開発支援機構等）及び研究所を設置しているほか、外国人留学生への日本語教育機関として留学生別科を設置している。

これらの教育研究組織は、時代ごとに遷り変わる学問動向や、地域社会からの要請など、大学を取り巻く環境へ配慮しつつ、現在の組織構成に至っている。

点検・評価項目②: 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1 :	○適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価
評価の視点2 :	○点検・評価結果に基づく改善・向上

現状説明

評価の視点1

教育研究組織の適切性については、全学的な自己点検・評価活動に加え、社会の動向や法改正、文部科学省の答申等の外的要因もしくは学内の諸課題等の内的要因への対応のため、既存の教育研究組織を見直す必要がある場合は、その都度、必要な委員会等を設置し、点検・評価（見直し）を行っている。具体的には、平成29年度には、教学系組織再編準備委員会を設置し、共通教育全体のマネジメント体制の再構築を図った。また、直近では、令和2年度に企画運営会議の諮問機関として、学部等連携課程の検討に関する「学部等連携課程検討特別委員会」を設置し検討を行った。今後は、同委員会からの答申（令和2年12月18日）を踏まえ、具体的な方向性を検討していく。なお、研究所の点検・評価については、規程に

基づき、評価委員会及び審査委員会で実施している。具体的には、設置期間を原則5年間とし、設置時・3年目・更新時に評価委員会及び審査委員会で評価・審査を実施している。

評価の視点2

点検・評価の結果に基づく、改善・向上の具体例は、本学の共通教育全体のマネジメント体制を再構築するため、学長の諮問を受けた基本計画委員会教育制度専門部会から「教学系の部署と審議機関の再編について（答申）」が提示された（平成29年2月6日）。この答申を受けて、教学系組織再編準備委員会を設置のうえ検討を進め、平成29年度に共通教育センターと言語教育研究センターを統合し、共通教育研究センターと改称した。同センターを教育開発支援機構の中に設置することにより、言語教育を含む共通教育のマネジメント体制の強化を図った。また、研究所については、規程に基づいた評価・審査を実施したうえで改廃を行っているが、一例として、平成28年度に審査を実施した光学医療研究所及び国際火山噴火史情報研究所を同年度末に廃止した。

<長所・特色>

【点検・評価項目①】

- ・ 平成29年度に「福岡大学ものづくりセンター」を設置した。学生が主体的に創作活動を行うための「ものづくり」の場を提供することを通じて、学生の素材や工作機器に対する工学的感性を養い、体験による高度な知識や技術力を備えさせるとともに、異分野の学生との創作活動において協働性を高めることにより、学生のデザイン力、構想力及び実践力を育成し、さらに、地域におけるものづくり又は産学官連携によるものづくりを支援することを目的としている。なお、同センターの取組については、年度末に活動報告会を開催し、プロジェクトに参画した学生から当該年度の活動報告、成果及び今後の予定等の報告を受けるなど、見直しを行っている。

<課題・問題点>

特になし

第4章 教育課程・学習成果

点検・評価項目①: 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

評価の視点1 : ○課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表
評価の視点2 : ○学位授与方針の適切性の検証《本学独自項目》

現状説明

評価の視点1

[学部]

学部においては、平成28年度から平成29年度にかけて、「ポリシーの見直し等に関するガイドライン」に基づき、全学部・学科一斉に従来の3つの方針の見直しを実施した。これにより、すべての学部・学科が授与する学位ごとに学位授与方針を定めており、方針には、「知識・理解」「技能」「態度・志向性」という学力の3要素に沿った学習成果が明示されている。これらの方針は、本学公式ウェブサイトや各学部の個別ウェブサイト、学部ガイド・案内冊子において公表している。

[大学院]

各研究科・専攻が授与する学位ごとに学位授与方針を定めており、これらの方針は、本学公式ウェブサイトや各研究科の個別ウェブサイト等において公表している。しかし、一部の研究科・専攻において授与する学位ごとの方針となっていない。具体的には、人文科学研究科教育・臨床心理専攻(博士前期・博士後期)で、異なる学位(「教育学」「臨床心理学」)ごとに方針を定めていない。同じく、商学研究科商学専攻(博士前期)で、異なる学位(「商学」「経営学」)ごとに方針を定めていない。また、工学研究科では、すべての専攻(修士・博士前期・博士後期)で、異なる学位(「工学」「学術」)ごとに方針を定めていない。併せて、一部の研究科・専攻においては、修了要件や論文審査基準と読み取れる内容が中心となっており、方針に示すことが求められる「当該学位にふさわしい学習成果」を明確に示しているとは言い難い。

評価の視点2

[学部]

方針の内容等の適切性については、各学部の委員会等において検証を行っているが、検証の実施体制、方法、サイクル等が十分ではないことを課題・問題点としている学部が複数ある。

[大学院]

方針の内容等の適切性については、各研究科の通常委員会等において検証を行っている

が、毎年定期的に実施している研究科(経済学、商学、理学、工学、医学(博士)、薬学、スポーツ健康科学研究科)と、必要に応じて実施している研究科(人文科学、法学、医学(修士)研究科)がある。

点検・評価項目②: 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

評価の視点1 :	○下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定(授与する学位ごと)及び公表 ・教育課程の体系、教育内容 ・教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等
評価の視点2 :	○教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な関連性
評価の視点3 :	○教育課程の編成・実施方針の適切性の検証《本学独自項目》

現状説明

評価の視点1 **評価の視点2**

[学部]

すべての学部・学科が授与する学位に対応する学位(教育)プログラムごとに教育課程の編成・実施方針を定めている。併せて、すべての学位(教育)プログラムごとに履修系統図(カリキュラム・ツリー及びカリキュラム・マップ)を作成している。方針は、本学公式ウェブサイト内の「教育研究上の目的」において、容易に参照できる方法で公表している。方針には、教育課程の体系、教育内容、教育課程を構成する授業科目区分、授業形態など、教育についての基本的な考え方が明確に示されており、学位授与方針に整合している。ただし、基本的な考え方の明示が不十分な学部・学科が一部ある。なお、学位(教育)プログラムごとに作成しているカリキュラム・マップにおいて、各授業科目が学位授与方針に示す学習成果のどの項目と関連するのかを示している。

[大学院]

各研究科・専攻が授与する学位ごとに教育課程の編成・実施方針を定めており、これらの方針は、本学公式ウェブサイト等において公表している。しかし、一部の研究科・専攻において授与する学位ごとの方針となっていない。具体的には、商学研究科商学専攻(博士前期)で、異なる学位(「商学」「経営学」)ごとに方針を定めていない。また、工学研究科では、すべての専攻(修士・博士前期・博士後期)で、異なる学位(「工学」「学術」)ごとに方針を定めていない。併せて、一部の研究科・専攻においては、方針に示すことが求められている教育方法や授業形態等の「教育課程の編成及び実施に関する基本的な考え方」を明確に示しているとは言い難い。

評価の視点3

[学部]

方針の適切性については、各学部の委員会等において検証を行っている。定期的を実施している学部（経済学部、理学部、医学部、薬学部）とカリキュラム改正や学位授与方針の見直し等の際に必要な応じて実施している学部（人文学部、法学部、商学部、工学部、スポーツ科学部）がある。

[大学院]

方針の適切性については、各研究科の通常委員会等において検証を行っているが、検証のサイクル等は研究科によって異なる。例えば、人文科学研究科では、専攻単位で1～5年ごとに行うことにしており、法科大学院では必要な応じて見直すことにしている。

点検・評価項目③：教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

評価の視点1：	○各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置 ・教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性 ・教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮 ・単位制度の趣旨に沿った単位の設定 ・個々の授業科目の内容及び方法 ・授業科目の位置づけ（必修、選択等） ・各学位課程にふさわしい教育内容の設定 ・初年次教育、高大接続への配慮（【学士】） ・教養教育と専門教育の適切な配置（【学士】） ・コースワークとリサーチワークを適切に組み合わせた教育への配慮等（【修士】【博士】） ・理論教育と実務教育の適切な配置等（【院専】） ・教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり
評価の視点2：	○学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施

現状説明

評価の視点1

[学部]

① 教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性

各学部とも、順次性及び体系性への配慮、必修科目・選択科目等の適切な位置づけ、共通教育と専門教育のバランスよい配置等を行い、教育課程の編成・実施方針と教育課程を整合させている。

② 教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮、授業科目の位置づけ（必修、

選択等)

学部・学科ごとに定めた教育課程の編成・実施方針に基づき、学位を授与するための教育課程を編成し、順次性及び体系性へ配慮しながら授業科目が設置されるとともに、必修・選択等の科目の位置づけがなされている。各教育課程は、基本的には総合教養科目や外国語科目等の「共通教育科目」と、各学問分野の特色に応じた「専門教育科目」の科目区分の組み合わせにより編成されており、教育課程の順次性及び体系性については、各学部・学科で履修系統図（カリキュラム・ツリー）を作成するとともに、学位授与方針で示した3つの学習成果項目（知識・理解、技能、態度・志向性）のバランスを考慮した科目数が設定され、学問体系や目的に応じたコース制を取り入れる等の取組を行っている。

教育課程の編成の例として、法学部の各学科では、コース別のコア・カリキュラムとコア・カリキュラムをサポートする科目群により教育課程を編成している。例として、法律学科では、1年次に法律学全体の最も基礎となる科目を必修科目とし、法律学・政治学の基礎となる諸科目及び少人数の演習科目を選択必修科目として配置している。2年次以降は3コースに分かれ、それぞれのコースに相応しい科目を配置するほか、コア・カリキュラム及びコア・カリキュラムをサポートする科目群を踏まえて、選択必修科目・選択科目を配置している。

また、スポーツ科学部スポーツ科学科では「アスリート・コーチコース」「トレーナーコース」「保健体育教員コース」「生涯スポーツ教育コース」の4コースを、同学部健康運動科学科では「健康運動指導者コース」「保健体育教員コース」「生涯スポーツ教育コース」の3コースをそれぞれ設定し、1年次から系統的に学生自身が目的に応じた授業単位取得が出来るように配慮している。

なお、現時点では、教育課程の体系性及び順次性を確保するための、全学的なナンバリング等の取組は行っていない。

③ 単位制度の趣旨に沿った単位の設定

大学設置基準に基づき、学則（第32条）において、授業形態ごとの授業科目の単位の基準（1単位あたりの授業時間数）を定めている。各科目の内容や形態に応じて単位を設定し、基準に基づいて授業を実施するとともに、予習・復習を含む授業以外の学習（シラバスに記載）と併せた学習時間を課している。

④ 各学位課程にふさわしい教育内容の設定

※今年度の点検・評価では確認できなかったため、次年度改めて確認予定

⑤ 初年次教育、高大接続への配慮

各学部とも、初年次教育や高大接続を目的とした科目を1年次に配置している。具体的には、演習あるいはゼミ科目の設置（人文学部、法学部、経済学部、商学部、商学部第二部）、専門領域の基礎を学ぶための科目の設置（理学部、工学部）、TBLなどのグループワークの

導入(医学部医学科)、基礎となる科目のプレースメント試験とリメディアル教育(薬学部)、大学での修学に必要な文章力向上を図るフレッシュマンセミナー(スポーツ科学部)等を行っている。また、共通教育科目の総合教養科目には学修基盤科目を配置しており、学生の学習基礎力の向上の機会を増やしている。

高大接続の全学的な取組としては、附属大濠高校、若葉高校での模擬講義及び福岡市立4高校を対象とした模擬講義を実施している。

⑥ 教養教育と専門教育の適切な配置

本学の共通教育科目の企画・運営は、教育開発支援機構の共通教育研究センターにおいて行っている。共通教育科目は、学士教育課程において、教養と学習の基礎となる能力、現代社会を理解する力、文化的・言語的素養、健康やスポーツの知識・技能などを養うことを目的に、全学にわたって総合教養科目(人文科学、社会科学、自然科学、総合系列科目、学修基盤科目)、外国語科目、保健体育科目に分類して科目を設置、開講している。

総合教養科目では、人文科学、社会科学、自然科学の3つの分野、総合系列科目及び学修基盤科目に区分し、学生の学習意欲、希望に応じてバランスよく科目選択ができるよう多くの科目・クラスを開講している。また、多人数クラスが生じないよう一部の科目については登録制限を実施しており、登録制限にあたっては学年や科目の性質等に応じて先着順方式と抽選方式を併用して、履修登録上の不利益が生じないよう工夫している。

総合系列科目では、複雑化する現代社会の現状を学問の領域を越えて理解する力を養うため、分野・領域の異なる複数の教育職員が担当する科目を設置し、科目開講の年限を定め、定期的に科目開講の審査を行っている。

学修基盤科目では基礎をしっかりと身につけさせるため、少人数のクラス編成で教育を行っており、開講前には担当者会議などを開催し、授業内容について点検・確認を行っている。なお、学修基盤科目の一例として、1年次生を対象に、本学の建学の精神や教育研究の理念、それらに基づく本学の取組、また大学での学習の姿勢と方法等を学ぶ「福岡大学を学ぶ・福岡大学でいかに学ぶか」を開講している。

また、外国語科目として第一外国語(英語)、第二外国語を開講しており、それぞれについて時間割編成などを担当する教育職員で構成する分科会を設置し、受講人数に応じたクラス編成の見直しや時間割の調整などを毎年定期的に行っている。

保健体育科目については、健康や様々な運動・スポーツを学べるよう、スポーツ科学部と連携して、多様な内容のクラスを開講している。

それぞれの学部は、これらの共通教育科目を学位(教育)プログラムに取り入れ、専門教育と組み合わせることで、専門に偏らない人材育成を目指している。なお、共通教育の充実に向けて、令和2年度には教育開発支援機構の企画推進会議のもとに「卒業認定・学位授与における共通教育に関するポリシー策定のための委員会」を設置して、学位(教育)プログラムの中の共通教育に関する学位授与方針案を策定し、現在は各学部・学科の学位授与方針

との調整を図っている。今後は、共通教育に関する学位授与方針の策定に続き、教育課程の編成・実施方針の策定を行い、これらの方針に沿った教育の充実に向けて、共通教育科目の見直しを行う予定としている。

[大学院]

すべての研究科で、教育課程の編成は、教育課程の編成・実施方針と整合しており、コースワークとリサーチワークのバランスに十分配慮したうえで科目が設置されている。なお、現時点では、ナンバリングやカリキュラム・ツリー等による教育課程の体系的性及び順次性の明示化には至っていない。

① 修士課程・博士課程前期

例えば、人文科学研究科では、各専攻とも教育課程の編成・実施方針に従って、多様化した専門分野の知識の修得を目的とするコースワークが体系的に配置され、その上にバランスよくリサーチワークとしての演習科目を配置している。史学専攻では、コースワークとして、特講、史料購読を中心としたカリキュラムで、特講の中には非常勤講師による集中講義を含む多様化した専門領域に対応している。日本語日本文学専攻では、コースワークとして、「特講」と「研究」を中心としたカリキュラムで多様化した専門領域に対応している。英語学英米文学専攻では、コースワークとして、特殊講義と特別講義(集中講義)を組み合わせ、より広い専門知識の修得がリサーチワークに活かすことができるプログラムを提供している。独語学独文学専攻と仏語学仏文学専攻では、独語学・仏語学、独文学・仏文学、ヨーロッパ学の3分野にわたる特殊講義と2年間にわたる「演習」を通じて、修士論文の作成に至る年次的・体系的な学習を可能とする教育課程を編成している。教育・臨床心理専攻では、教育分野と臨床心理分野それぞれの専門分野を活かした教育体系を組んでいる。社会・文化論専攻では、人間社会と人間文化それぞれの専門分野に多彩な科目を配置し、多様化した専門領域に対応している。

経済学研究科では、博士課程前期において、主要な科目を基礎分野を含む6分野に分類し、基礎分野(ミクロ経済学・マクロ経済学・計量経済学・比較経済史)から4単位以上の基礎講義の修得を義務づけ、より高度な学習・研究のための基礎知識が得られるような科目編成を行っている。また、リサーチワークの充実のために、ガイドラインとして修士学位申請までのプロセスを明示し、研究計画書や研究中間報告書の定期的な提出を義務づけている。

工学研究科の博士課程前期・修士課程では、各専攻ともリサーチワークを中心とした専修科目10～14単位、コースワークとして非専修科目16～20単位以上を修得し、修了要件の30単位を取得する履修体系となっており、リサーチワークとコースワークのバランスに配慮している。また、コースワークとして、企業の実務経験者の授業を各専攻とも多数に設置し、基礎学問の講義のみならず、実用的な研究開発につながる講義から、リサーチワークとコースワークの間の接続性を確保した教育体系となっている。

② 博士課程・博士課程後期

※今年度の点検・評価では確認できなかったため、次年度改めて確認予定

③ 専門職学位課程

法科大学院においては、1年次から2年次に法律基本科目を中心とする理論系科目を配置し、法的思考力及び問題解決能力を養成するとともに、2年次から3年次には、理論系科目の修得を前提とした民事・刑事の実務演習科目、エクスターンシップ、リーガルクリニック、法曹倫理などの法律実務基礎科目を配置し、法曹実務家としての実践的かつ専門的なスキルを養成する教育を行っている。

評価の視点2

※今年度の点検・評価では確認できなかったため、次年度改めて確認予定

点検・評価項目④: 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

評価の視点1： ○各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置

- ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等）
- ・シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等）
- ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法
- ・適切な履修指導の実施
- ・授業形態に配慮した1授業あたりの学生数（【学士】）
- ・研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施（【修士】【博士】）
- ・研究指導の質及び客観性を確保するための措置（【修士】【博士】）《本学独自項目》
- ・実務的能力の向上を目指した教育方法と学習指導の実施（【院専】）
- ・各学部・研究科における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり

現状説明

評価の視点1

① 各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置

すべての学部・学科において、1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限を設定してい

る。また、1 単位あたり 45 時間の学修時間の確保に向けて、学部及び研究科の全科目のシラバスに授業時間外に必要な学習時間（予習・復習）を記載している。

一部の学部（法学部、商学部第二部、理学部、薬学部）においては、一定の条件のもと、履修登録単位数の上限設定より多くの単位数を履修できる緩和措置を行っているものの、これらは成績不振者や進級関門該当者を対象とした救済的な措置となっており、大学設置基準（第 27 条の 2 第 2 項）に規定されている成績優秀者に対する履修登録単位数の上限緩和措置との趣旨とは異なる。

② シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）

シラバスについては、学部と大学院それぞれでガイドラインに基づいた統一されたフォーマットにより作成されており、授業の概要や到達目標、授業時間外の学習（予習・復習）、成績評価基準及び方法等を記載している。なお、それらの内容については、第三者によるチェックを行ったうえで、本学公式ウェブサイトや FU ポータルにおいて学内外に公表している。なお、学部のシラバスにおいては、各授業科目の到達目標が、各学位（教育）プログラムの学位授与方針に掲げる学習成果のどの項目に該当するかを示し、両者の関係性を明確化している。

③ 学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法

学習の活性化と、学位授与方針で示した学習成果を達成するために、少人数による演習科目（人文学部、法学部、経済学部、商学部、教職課程）、演習・実験・実習科目（理学部、工学部、医学部看護学科、薬学部）、早期体験学習等（医学部医学科、薬学部）、多職種連携教育（医学部、薬学部、スポーツ科学部）、時間割や履修登録における工夫（スポーツ科学部）、少人数による教養ゼミ（共通教育科目）、アクティブ・ラーニングの方法を取り入れた学修基盤科目（共通教育科目）等を設置している。

学生の主体的な学習を促すための授業方法の工夫としては、課題発見や課題解決型授業（人文学部）、グループワークや PBL を中心とした授業（経済学部）、基礎数学研究から卒業研究につながるゼミ配属（理学部応用数学科）等がある。また、医学部の「症候・病態学演習」では、学生同士のディスカッションに教育職員も加わった双方向型授業を実施している。

大学院についても同様に、基本的には少人数による学生主体の授業が行われ、口頭発表や学生同士の討論等を組み入れた教育を展開している。また、工学研究科の一部の科目は、早期履修制度として、工学部 4 年次生にも開放しており、大学院生と学部生の交流の場を設けている。その他、スポーツ健康科学研究科では、「学外研究及び研修 I・II」において、学外でのフィールドワークやコーチングの現場を実体験する機会を設けている。

④ 適切な履修指導の実施

すべての学部・学科で、新入生に対して履修登録前に履修ガイダンスを実施し、履修指導を行っている。ただし、令和2年度は新型コロナウイルス感染症予防のため、一部の学部を除き、動画を含んだリモート形式で実施した。また、在学生に対しても、年度初めの履修ガイダンスのほかに、目的に応じた履修指導の場を設けている。

大学院においても同様に、各研究科において、入学時の履修ガイダンスにより履修指導を行っている。

⑤ 授業形態に配慮した1授業あたりの学生数

授業における教育効果を高めるため、一部の学部（人文学部、法学部、経済学部、商学部、医学部看護学科）や共通教育科目では、登録者数の上限を定めている。また、法学部、商学部、薬学部、スポーツ科学部では、同じ科目に複数のクラスを設置して、履修者を分散させる等の工夫を行っている。実習科目については、担当者を複数にする（理学部）、グループ分け（医学部）といった工夫を行っている。

⑥ 研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施

研究指導計画については、各研究科において専攻及び課程ごとに策定し、大学院便覧に明示している。一方、一部の研究科においては、研究指導計画に記載が求められている研究指導の方法や学位取得までのスケジュールが明確に示されていない。

⑦ 研究指導の質及び客観性を確保するための措置

研究指導の質及び客観性を確保するため、一部の研究科においては、複数名の教育職員による指導体制を取り入れている。例えば、医学研究科看護学専攻では、学生一人当たりにも主指導教員のほかに補助教員を2人選定し、研究の進捗状況を相互に役割配分・情報交換しながら研究指導の質及び客観性の確保に努めている。副指導教員の選定は学生の研究テーマに適した教育職員を選定している。

⑧ 実務的能力の向上を目指した教育方法と学習指導の実施

法科大学院においては、民事・刑事実務基礎論、同実務演習、エクスターンシップやリーガルクリニック、法曹倫理などの法律実務基礎科目を配置し、法曹としての高い使命感と倫理観を涵養し、法的議論・表現能力及びコミュニケーション能力など、法曹実務家としての実践的かつ専門的なスキルを修得させる教育指導を行っている。

点検・評価項目⑤:成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

評価の視点1： ○成績評価及び単位認定を適切に行うための措置 ・単位制度の趣旨に基づく単位認定
--

- ・既修得単位等の適切な認定
- ・成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置
- ・卒業・修了要件の明示
- ・成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

評価の視点2： ○学位授与を適切に行うための措置

- ・学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示・公表
- ・学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置
- ・学位授与に係る責任体制及び手続の明示
- ・適切な学位授与
- ・学位授与に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり

現状説明

評価の視点1

① 単位制度の趣旨に基づく単位認定

大学設置基準に基づき、学則（第32条）において、授業形態ごとの授業科目の単位の基準（1単位あたりの授業時間数）を定めており、各科目はこの基準に基づき授業を実施するとともに、予習・復習を含む授業以外の学習（シラバスに記載）と併せた学習時間を課し、合格者に単位を認定している。

大学院についても同様に、大学院学則（第6条）において、授業形態ごとの授業科目の単位の基準を定め、単位認定を行っている。

② 既修得単位等の適切な認定

学則（第34条の3他）では、「学生が他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、教育上有益と認めるときは、学長は、教授会の議を経て、（略）60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。」と規定している。単位を認定する授業科目が共通教育科目である場合については、教授会に先立って、教務委員会の議を経るものとなっており、適切な認定が実施されている。なお、認定することのできる単位については、「福岡大学における既修得単位等の取扱いに関する規程」に詳細に定めている。

大学院についても同様に、大学院学則（第6条の5）において、研究科通常委員会が教育研究上有益と認めるときは、「学生が本学大学院に入学する前に本学大学院及び他の大学院（外国を含む。）において履修した授業科目について修得した単位は、当該研究科通常委員会の議を経て、10単位を限度として課程修了の要件となる単位として認めることができる」と定めている。

③ 成績評価の客観性、厳格性を担保するための措置

成績評価は点数をもって行い、秀 (A) 100 点から 90 点まで、優 (B) 89 点から 80 点まで、良 (C) 79 点から 70 点まで、可 (D) 69 点から 60 点まで、不可 (F) 59 点以下、放棄 (H) 試験放棄、の基準を定め、可 (D) 以上を合格とし、不可 (F) については不合格とすることを、「福岡大学成績考査規程」に明記している。これに基づき、シラバスに示す「成績評価基準および方法」に従い、各授業担当者が評価を実施している。なお、シラバスに示す「成績評価基準および方法」の妥当性について、第三者によるシラバスチェックの際に確認している。また、成績発表の厳格さと正確さを担保するため、成績発表後の一定期間、学生からの成績評価に関する問い合わせを受けつけている。

大学院についても、シラバスに明示された「成績評価基準及び方法」等に則り、授業態度、小テストの結果、提出課題レポート、研究発表等により、厳正かつ客観的に評価を行っている。

④ 卒業・修了要件の明示

すべての学部・研究科が学則及び大学院学則において卒業・修了要件を明示している。

評価の視点2

① 学位論文審査基準の明示・公表

学位論文の審査基準については、各研究科の学位取扱細則において課程ごとに定め、大学院便覧及び大学院の公式ウェブサイトにおいて公表している。また、修士課程修了にあたり、論文審査に代えて特定課題を課している医学研究科看護学専攻においては、別途、特定課題研究審査基準を定め、同様に公表している。一方、工学研究科建設工学専攻においては、特定課題を課しているにもかかわらず、特定課題研究審査基準を定めていない。なお、論文審査については、各研究科において厳格に行っている。例えば、博士論文の審査において経済学研究科や工学研究科では、原則として学外の研究者を含めた審査委員会のもとで論文審査を行っているほか、医学研究科（博士）では、論文審査の主査として、指導教員以外の研究指導の資格を有する専任教員を充てており、必要に応じて他大学の評価者も審査委員に加えている。

② 学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置

科目担当教員は、第三者によるチェックを受けたシラバスに明示した方法により適切な成績評価を実施し、各科目の単位を認定している。学生が学則及び大学院学則に定めた卒業（修了）要件を満たしていることを確認のうえ、学位を授与している。学位授与にあたっては、学部教授会及び通常委員会において卒業（修了）判定案を審議し、承認する手続をとっている。

③ 学位授与に係る責任体制及び手続の明示、適切な学位授与

学則（第 38 条）において、「学士の学位の授与は、（略）所定の授業科目を履修して、所定の課程を修め、卒業と認める者に対し、教授会の議を経て、学長がこれを決定する。」と定めている。大学院においても同様に、大学院学則（第 22 条及び第 24 条）において、修士及び博士の学位の授与は、各課程を修了した者に対し、大学院委員会の議を経て、学長が決定することを定めている。同規程に則り、学位は適切に授与されている。

点検・評価項目⑥:学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

評価の視点 1 :	○各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定（特に専門的な職業との関連性が強いものにあっては、当該職業を担うのに必要な能力の修得状況を適切に把握できるもの。）
評価の視点 2 :	○学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発 《学習成果の測定方法例》 ・アセスメント・テスト ・ルーブリックを活用した測定 ・学習成果の測定を目的とした学生調査 ・卒業生、就職先への意見聴取
評価の視点 3 :	○学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり

現状説明

評価の視点1 評価の視点2

[学部]

学位授与方針に明示した学習成果を適切に把握及び評価する方法としては、卒業論文や卒業研究の評価を指標とする学部が多い。なお、一部の学部では、独自の手法により学習成果の測定に取り組んでいる。例えば、医学部医学科では、学生の知識を「総合試験 I」「総合試験 II」によって評価し、診療技能・態度の評価は臨床実習の際に各診療科で行うとともに、臨床実習後の試験 Post-CC OSCE では外部評価者を交えて評価している。また、薬学部では、総合的な学習成果を 4 年次の「薬学演習(含薬学研究基礎)」、5 年次の「薬学研究 I」、6 年次の「薬学研究 II」、「総合薬学演習(含卒業試験)」で評価するとともに、外部テストの活用として、1 年次の日本語能力基礎調査、プレイスメントテスト、4 年次には 2 回/年間の模試を、6 年次には 6 回/年間の模試を実施している。一方で、卒業論文や卒業研究が必修科目として設置されておらず、それらを履修していない学生に対する学習成果の測定方法が明確に示されていない学部もある。

全学的には、学生の学習成果の把握に関して、教育開発支援機構の教学 IR 室が中心となって様々なデータ・情報を収集し、分析している。具体的には次の 4 つが挙げられる。①GPA

及び単位修得率、②授業の到達目標に対する到達度（学生による自己評価）、③学位（教育）プログラムごとの学位授与方針への到達度（学生による自己評価）、④コンピテンシー（学生による自己評価）である。それらの結果に関しては、学内で共有し、各レベルでの教育改善活動に活用するように促している。特に、②授業の到達目標に対する到達度では、全ての科目を対象に全学共通実施の授業アンケート FURIKA において、授業で設定されている到達目標に対する学生の到達度を測定している。授業の到達目標は、各学位（教育）プログラムの学位授与方針と紐づけをしており、「知識・理解」「技能」「態度・志向性」ごとの到達度も集計・整理し、公開している。これらの結果は、学生や各教育職員が自らの授業の状況を確認できるだけでなく、学位（教育）プログラムの責任者がプログラム内での状況や集計されたデータを確認できるようにしている。

[大学院]

学位授与方針に示した学習成果については、各研究科において学位審査基準並びに「福岡大学大学院学位規程」等の規程を遵守し、学位論文による審査を行っている。なお、法科大学院では、最終年次後期に総合演習とそれに対する最終試験を実施し、その総合評価により学位授与方針に示した学習成果を測定している。

評価の視点3

[学部]

※今年度の点検・評価では確認できなかったため、次年度改めて確認予定

[大学院]

※今年度の点検・評価では確認できなかったため、次年度改めて確認予定

点検・評価項目⑦:教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1： ○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価 ・学習成果の測定結果の適切な活用
評価の視点2： ○点検・評価結果に基づく改善・向上

現状説明

評価の視点1 評価の視点2

[学部]

全ての学部・学科において、教育課程及びその内容、方法の適切性について、点検・評価を実施し、カリキュラム改正等を実施している。点検・評価を実施する体制としては、次のものが挙げられる。①学部に「カリキュラム委員会」等を設置（人文学部、法学部、経済学部、工学部、医学部、薬学部、スポーツ科学部）。②教授会主体で実施（商学部）。③学位

(教育) プログラム (学科) 主体で実施 (理学部)。点検・評価を実施する方法・根拠としては、全学実施の授業アンケート FURIKA や学部独自の卒業生アンケートの結果、教学 IR 室のファクトブックや分析データを利用するなど、何らかの形で学習成果を分析して実施している (人文学部、経済学部、理学部、医学部看護学科)。また、専門的な資格取得との関連性から、文部科学省等が示すモデルコア・カリキュラムや法令の変更に合わせて実施している学部などがある (医学部、薬学部、教職課程科目)。

なお、共通教育科目に関しては、一部の外国語科目を除き、ほとんどの科目の担当教員が各学部分散して所属しており、学部所属の教育職員の人事等は各学部において行われるため、共通教育科目の編成 (人事及び時間割作成) に関して共通教育研究センターが有するガバナンスは極めて限定されている。また、共通教育の各科目をカリキュラムに取り入れるかどうか等については、各学部がそれぞれの共通教育科目の必要性について個別に判断し、決定を行っているのが現状である。そのため、共通教育のカリキュラム及びその内容、方法の適切性についての点検・評価の一環として共通教育研究センターが独自に実施しているのは、毎年「学生との懇談会」にとどまる。そこでは学生から意見を聴取する機会を設けてはいるものの、前述のような制約もあるため、共通教育研究センターが学生の意見を反映して共通教育のカリキュラム及びその内容を改善できるまでには至っていない。

点検・評価の結果に基づき、カリキュラムの見直しによるカリキュラムのスリム化、学位授与方針で定める学習成果への到達を促すための科目の新設、系統や配当年次の見直し、授業内容の改善促進など、教育効果を向上させるための取組が行われている。例えば、スポーツ科学部では、カリキュラム委員会において、次年度のシラバスチェック時に各シラバスに示される科目の到達目標と学位授与方針との整合性、それに基づく科目のカリキュラム配置を確認している。確認の結果、いくつかの科目において必修科目から選択科目への変更や開講学年の変更等を行っている。一方で、組織的な取組が行われていない学部もある。また、効果が生じるまでに時間がかかり、取組が改善・効果にどのようにつながったのか検証することができていない学部もある。

[大学院]

教育課程及びその内容、方法の適切性については、ほとんどの研究科で定期的な点検・評価を実施しているが、法学研究科、理学研究科では定期的ではなく必要に応じて適宜実施することになっている。点検・評価に際し、人文科学研究科、医学研究科及び薬学研究科は独自の授業アンケート等の結果を活用している。また、経済学研究科はFD委員会や通常委員会等を通じ、各授業科目シラバスの内容や学生の履修状況を考慮し、授業科目の配置バランスの見直し等の検討を毎年行っている。

点検・評価項目⑧: 教育課程連携協議会を設置し、適切に機能させているか。(学士課程(専門職大学及び専門職学科)／大学院の専門職学位課程)。

評価の視点1： ○メンバー構成の適切性（【院専】）

評価の視点2： ○教育課程の編成及びその改善における意見の活用（【院専】）

現状説明

評価の視点1 評価の視点2

教育課程連携協議会は設置されて2年目であるため、教育課程の編成、内容及び方法の改善についての意見はまだ十分に出されていないが、今後、法科大学院教務委員会におけるカリキュラム検討の際に活用していく予定である。

<長所・特色>

【点検・評価項目①②】

- ・ 平成28年度から平成29年度にかけて、学士課程では「ポリシーの見直し等に関するガイドライン」に基づき、全学部・学科一斉に従来の3つの方針の見直しを実施した。その結果、形式として全学的に統一感があり、かつそれぞれの方針の整合が図れたものとなった。

【点検・評価項目⑥】

- ・ 教育開発支援機構の教学IR室が中心となり、各種の教育データを集計・分析しており、それらの分析結果については、報告書等の形式で学内に共有し、プログラムレベルや授業レベルでの教育改善に活用するよう促している。また、授業アンケートFURIKAを用いて学位授与方針に紐づけされた各科目の到達目標に対する学生の到達度を測ることで、学位授与方針との関連を踏まえた学習成果の把握が可能となっている点に大きな特色がある。

<課題・問題点>

【点検・評価項目①②】

- ・ 一部の学部では、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の内容等の適切性について定期的な検証が行われていないため、全学的に統一した検証体制の確立が必要である。

【点検・評価項目①】

- ・ 一部の研究科で、学位授与方針に修得すべき学習成果が示されていないほか、授与する学位ごとに学位授与方針を策定していない。また、学位授与方針の適切性について定期的な検証が行われていない等の課題があるため、改善が必要である。

【点検・評価項目②③】

- ・ 一部の研究科において、教育課程の編成・実施方針に教育課程の編成及び実施に関する基本的な考え方が示されていないほか、授与する学位ごとに教育課程の編成・実施方針を策定していない。また、同方針の適切性について定期的な検証が行われていないため、改善が必要である。さらに、全ての研究科において、教育課程の体系性・順次性を示す

カリキュラム・ツリーやナンバリング、学位授与方針と教育課程の編成・実施方針の関係性を示すカリキュラム・マップが未策定のため、検討が必要である。

【点検・評価項目④】

- ・ 一部の学部では、1年間に履修登録できる単位数の上限緩和措置を設けているものの、成績不振者等の救済措置となっている。これは、大学設置基準の趣旨とは異なるため、大学設置基準の趣旨に沿った成績優秀者に対する緩和措置の導入について全学的に検討する必要がある。

【点検・評価項目④】

- ・ 一部の学部では、1年間に履修登録できる単位数の上限設定を超えて資格取得等に関する科目の履修を認めている。単位制の趣旨に照らし、単位の実質化に向けた改善が必要である。

【点検・評価項目④】

- ・ 一部の研究科では、研究指導計画に示すべき研究指導の方法やスケジュールが記載されていないため、改善が必要である。

【点検・評価項目⑤】

- ・ 一部の研究科では、修士課程修了のための特定課題の研究成果に関する審査基準を明確にしていないため、改善が必要である。

【点検・評価項目⑥】

- ・ 学部では、授業アンケート FURIKA や卒業論文・研究等による学習成果の把握を行っているものの、学位授与方針に示す学習成果を多角的かつ適切に把握できているとは言い難い。よって、アセスメントポリシーの策定、学習成果と極めて関連の深い特定の科目の設定、ルーブリックを用いた具体的な達成水準の設定など、学習成果の把握とその結果に基づいた教育改善に取り組む必要がある。

【点検・評価項目⑥】

- ・ 大学院では、学位論文審査によって学習成果の把握に取り組んでいるものの、学位授与方針に示す学習成果が不明確な研究科が多く、学習成果を把握できているとは言い難い。よって、早急に学位授与方針を見直したうえで、改めて同方針に示す学習成果が適切に把握できているか確認する必要がある。

第5章 学生の受け入れ

点検・評価項目①: 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

評価の視点1 :	○学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表
評価の視点2 :	○下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定 ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像 ・入学希望者に求める水準等の判定方法
評価の視点3 :	○学生の受け入れ方針の適切性の検証《本学独自項目》

現状説明

評価の視点1 評価の視点2

[学部]

全ての学部・学科が学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえ学生の受け入れ方針を定めており、高校生が理解しやすい表現で、求める人材像(求める能力)、高校の段階で習得しておくべき内容等を明示している。また、入試制度ごとに選考方法・配点を明示し、求める人材像(求める能力)で重視する評価項目等を見える化している。これらの方針は、本学公式ウェブサイトや「大学案内」「学部ガイド」「入試ガイド」「入学試験要項」(別冊)等において公表している。

[大学院]

全ての研究科・専攻が学生の受け入れ方針を定め、本学公式ウェブサイト、大学院の個別ウェブサイト及び「大学院便覧」等で適切に公表している。なお、方針に示すべき内容等について、一部の研究科・専攻において十分な記載となっていない。具体的には、商学研究科で、研究者、専門的職業人、社会人の志願者に対して求める能力や知識は記載しているが、具体的な学力水準等の記載がない。工学研究科電気工学専攻及び建設工学専攻では、「求める学生像」が明確に示されているとは言い難い。

評価の視点3

[学部]

学生の受け入れ方針の適切性については、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針と同様に、各学部の委員会等において検証を行っている。検証は、定期的に行っている学部(人文学部、経済学部、商学部、理学部、医学部、薬学部、スポーツ科学部)と入試制度の変更時等の際に必要に応じて実施している学部(法学部、工学部)がある。

[大学院]

学生の受け入れ方針の適切性については、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針と同様に、各研究科の通常委員会等において検証を行っている。ほとんどの研究科で、適切に

見直しているものの、法学研究科、商学研究科及び理学研究科では定期的な見直しができない。

点検・評価項目②: 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

評価の視点1 :	○学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定
評価の視点2 :	○授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供
評価の視点3 :	○入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備
評価の視点4 :	○公正な入学者選抜の実施
評価の視点5 :	○入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施

現状説明

評価の視点1

[学部]

本学では、「令和2年度学校法人福岡大学事業計画」において、学生の受け入れに関する5つの目標（①「学力の3要素」の多面的・総合的な評価、②出願期間等の見直し、③調査書・大学入学共通テストの積極的活用、④英語4技能の総合的な評価、⑤全ての入試区分における学力検査の必須化）を定め、文部科学省から示された「令和3年度大学入学者選抜実施要項」に則り、公正かつ妥当な方法による入学者選抜を実施している。また、これらの5つの目標については、各学部・学科の学生の受け入れ方針とともに「入試ガイド2021」と各入試制度の「入学試験要項」に反映させ、本学の入試制度に関する受験生の理解を促すよう努めている。特に「入試ガイド2021」には、入試制度ごとに募集人員、出願資格、スケジュール、選考方法等を分かり易く記載する一方で、各学部・学科の学生の受け入れ方針で定める「求める人材像（求める能力）」が各入試制度においてどのように評価されるか（選考方法・配点等）を明示し、学生の受け入れ方針と連動した評価項目の見える化を行っている。

本学の入試制度は下図の4つに大別され、各学部・学科においては、学生の受け入れ方針に基づいて、これらの制度の中から複数の選抜方法を活用している。

① 総合型選抜	本学で学びたいという意欲や強い意志を多面的に評価する自己推薦による入試制度
② 学校推薦型選抜	高等学校長の推薦を必要とする公募型で、高校での学習や課外活動等の成果を総合的に評価する入試制度
③ 一般選抜	主に学力試験によって合否を判定する入試制度
④ 特別選抜	帰国生徒・社会人選抜、スポーツ科学部特別募集、学部留学生選抜、編・転・学士選抜による入試制度

なお、令和2年度に実施する入学者選抜（令和3年度入学者対象）に関しては、新型コロナウイルス感染症防止対策が求められる中で、①受験生、面接者、試験監督者用のフェイスシールドの準備、②アルコール消毒液の設置、③試験教室と面接室の密を避ける人員設定、④本学公式ウェブサイト、入試ガイド、入学試験要項に本学の新型コロナウイルス感染症防止対策の公表・掲載、など受験生が安心して受験できるよう対策を講じている。

[大学院]

学生募集及び入学者選抜は、各研究科・専攻の学生の受け入れ方針に基づいて実施されている。全研究科で実施する一般入学試験のほか、社会人入学試験（医学研究科除く）及び外国人留学生入学試験（人文科学研究科教育・臨床心理専攻、医学研究科看護学専攻、薬学研究科健康薬科学専攻除く）を行っている。

また、法科大学院については、年3回（A日程：9月、B日程：11月、C日程：2月）の入学試験があり、いずれの入学試験も法学未修者コースと既修者コースに分けて実施している。

評価の視点2

[学部] [大学院]

学部では、入学希望者等のステークホルダーに対する経済的支援（奨学金、授業料減免等）に関する情報については「大学案内」等に掲載し、入試説明会、高校訪問、電話等による個別の問い合わせの際に丁寧に説明している。

大学院についても同様に、必要な情報を大学院の個別ウェブサイトや「大学院便覧」に掲載し公表している。また、本学大学院に入学を希望する在学学生を対象とした大学院予約制授業料減免制度について、大学ポータルサイト(FUポータル)で広報している。

評価の視点3

[学部]

入学者選抜の実施に関する本学の体制は次のとおりである。

入学センター	<p>入試制度の企画立案に限らず、学生の受け入れ方針の見直し、学生募集、入試広報、入学者選抜の実施等、本学の学部学生の募集及び入学に関わるあらゆる事項について、その対策を講じ、各学部が有機的に計画及び実施できるよう調整、支援を行っている。</p> <p>入学センター長は、センターの責任者であり、センターの業務を統括している。なお、入学センター長は業務を遂行するにあたり、教学担当副学長と密に連携を図っている。</p>
入学センター運営委	入学センターが所管する業務について、全学的視点に立ち、各

員会	学部間の調整、協議、審議決定を行っている。 同委員会はセンター長が招集し、その議長となる。センター長、センター長補佐2人、各学部入学センター委員9人、入学センター事務部長で構成される。
入学判定委員会	学部入学者判定の原案作成機関であり、学長が指名する副学長が招集し、議長となる。副学長、事務局長、学部長、教務部長、学生部長、第二部主事、入学センター長、入学センター長補佐、入学センター委員で構成される。
入学試験問題検討会	入学試験問題について事前及び事後の検討にあたる機関であり、学長が指名する副学長が招集し議長となる。副学長、学部長、教務部長、学生部長、第二部主事、入学センター長、入学センター長補佐、入学センター委員、各教科の入試問題出題責任者及び世話係で構成される。

本学では、上記の体制のもと、公正かつ透明性のある入学者選抜の実施に努めている。入学者の判定は、入学判定委員会より上程された原案を教授会及び大学協議会の審議を経て、学長が行う。なお、入学者の判定に関わらず、本学の学部学生の募集及び入学に関わる重要事項については、教授会の議を経て大学協議会で審議することになっている。

[大学院]

入学者選抜の運営体制について、試験問題の作成、採点及び面接試験の実施については、各研究科に委ねている。実施日程や試験当日の案内等の実務的な運用は、大学院事務課が主となり各学部事務室の研究科担当と連携し行っている。なお、入学者の判定は、各研究科の通常委員会（法科大学院は運営委員会）から上程された原案を大学院委員会（法科大学院は大学協議会）の議を経て、学長が行う。

評価の視点4

[学部]

文部科学省から示された「令和3年度大学入学者選抜実施要項」に則り、公正かつ妥当な方法による入学者選抜を実施している。特に、令和2年度に実施する学校推薦型選抜（令和3年度入学者対象）では、知識以外の思考力や主体性を含めた「学力の3要素」を総合的に評価するため、高校からの推薦書には授業中の活動状況、勉学に対する姿勢や適性、自発性、計画性、持続性、理解力、創造的思考力等を記述する欄を設け、面接評価に活用することにした。また、学校推薦型選抜（A方式）では、面接に20点の配点を設け、筆記試験（100点満点）と面接（20点満点）で総合的に評価するとともに、面接者の評価を標準化するためルーブリックによる評価を導入した。また、受験生に時間的余裕ができるよう出願期間等の見直しを行った。特に、医学部医学科の共通テスト利用型（Ⅲ期）については、コロナ禍の状

況を踏まえ、受験生が出願しやすいスケジュールに変更した。また、調査書・大学入学共通テストの積極的活用については、全ての学部・学科で共通テスト利用型入試を実施している。併せて、英語 4 技能の総合的評価については、各種検定試験(4 技能に限る)の成績を CEFR (英語力を評価する国際指標) による対照表に基づき、共通テスト利用入試において英語の得点に加点する方式を採用している。全ての入試区分における学力検査の必須化については、昨年度まで学力試験を実施していなかった学校推薦型選抜の附属校・指定校の入試において、小論文試験を実施するよう改めた。なお、この小論文試験については、入学試験要項に小論文の設問に関するテーマを事前告知し、受験生が試験の対策を行えるよう工夫している。

[大学院]

公正な入学者選抜を実施するため、一部の研究科においては、次のような工夫がなされている。例えば、経済学研究科においては、志願者の能力をより客観的に評価できるよう、語学力については TOEFL や TOEIC 等の外部試験のスコアにより評価しているほか、専門科目の学力検査についても、経済学検定試験である ERE ミクロ・マクロの成績による評価を導入している。

評価の視点5

[学部]

※今年度の点検・評価では確認できなかったため、次年度改めて確認予定

[大学院]

※今年度の点検・評価では確認できなかったため、次年度改めて確認予定

点検・評価項目③: 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

評価の視点 1 : ○入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理

- ・入学定員に対する入学者数比率 (【学士】)
- ・編入学定員に対する編入学生数比率 (【学士】)
- ・収容定員に対する在籍学生数比率
- ・収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応

現状説明

評価の視点1

[学部]

本学では、近年の安定的な志願者数増を背景に、社会からの評価と期待や学びのニーズに積極的に応え、地域社会や国際社会を支える人材を育成するため、平成 30 年 4 月より全学

部合わせて 310 人の入学定員増を行い、入学定員は 4,420 人となった。また、これに連動し、各学部において入試制度ごとの募集人員を見直した。見直しは、志願者が上位を占める一般選抜の前期日程、センタープラス型及び系統別日程を中心に行った。その結果、平成 30 年度と令和元年度は、一部の学部・学科で入学定員超過率が 1.0 を下回るようになったが、大学全体の入学定員超過率(4 月 1 日現在)は、平成 30 年度が 1.032、令和元年度が 1.026 となり、適切な定員設定となっている。しかし、令和 2 年度の入学定員超過率(4 月 1 日現在)は大学全体で 0.996 と 1.0 を下回り、国公立大学の追加合格等の影響もあり、9 学部中 3 つの学部で定員超過率が 1.0 を下回る結果となった。

以上を踏まえると、平成 30 年度以降は一部改善点があるものの、全ての学部において在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理している状況である。

[大学院]

一部の研究科において、収容定員に対する在籍学生数比率が著しく低い状況となっている。具体的には、令和 2 年 5 月 1 日現在における収容定員充足率について、人文科学研究科(博士前期)で 0.47、同研究科(博士後期)で 0.25、商学研究科(博士後期)で 0.13、理学研究科(博士後期)で 0.29 となっている。大学院の定員充足に向けては、各研究科において、推薦入試の導入や外国人留学生への他言語での入試実施等、具体的な方策を検討しており、大学院委員会及び研究科長会議においても、重要案件として、抜本的方策の策定に向けて検討を強化している。

点検・評価項目④:学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1 :	○適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価
評価の視点 2 :	○点検・評価結果に基づく改善・向上

現状説明

評価の視点 1

[学部]

学生の受け入れの適切性(選抜方法、定員枠等)については、毎年度、各入学者選抜の終了後に、入学センターにおいて課題等を洗い出し、改善を図る流れとなっている。スケジュールとしては概ね次のとおりである。

10 月～翌年 4 月	入学センターにおいて課題確認・検証・改善策立案→ 関係学部との個別協議→入学センター運営委員会で協議・立案 →教授会で審議
5 月	大学協議会において次年度入試制度の審議・決定
6 月	学外へ入試制度の公表

また、入学判定や入学定員の管理にまで及ぶ重大な課題、文部科学省からの要請による入

試制度の見直し等については、関係機関で協議し、教授会、大学協議会の議を経て適切に入学試験が行われるよう努めている。

[大学院]

学生の受け入れの適切性について、大学院全体では、毎年、大学院委員会や研究科長会議において、各研究科の入試状況及び定員充足率の経年変化に関する資料に基づき、重要検討課題を抽出し、議論を行っている。各研究科に適切な定員管理を実現する方策の検討を要請しているものの、これまで抜本的かつ具体的な打開策には至っていないため、令和2年度から大学院委員会や研究科長会議における検討を強化している。なお、各研究科では、通常委員会等において、定期的または必要に応じて見直しが行われている。法学研究科については、見直しが行われていないが、今後は必要に応じて、法学研究科将来構想委員会で検討を行うことにしている。

評価の視点2

[学部]

① 医学部医学科の不適切入試の改善

本学の医学部医学科入学者選抜に関し、平成30年度に文部科学省から、属性により一律に不適切な取り扱いが行われていると指摘がなされ、受験生、保護者、高校関係者など、様々なステークホルダーに対し多大な迷惑と不安を与えることになった。本学は、この指摘を真摯に受け止め、二度とこのような事態が発生しないよう、入学者選抜における学生募集から合否判定に至るまでの透明化を図り、関係会議体における適切な審議プロセスを踏むとともに、関係の役職員には報告・連絡・相談を徹底するよう指示を行った。併せて、医学部では、医学部長のもとに「医学科入試検討委員会」を設置し、今後の医学部入試のあり方が検討されている。また、このような問題は医学部に限らず発生することも考えられるため、教学担当副学長のもとに全学的な入試システムを点検するための「入試点検システム検討特別委員会」が設置され、公正な入学者選抜が行われるよう様々な角度からの検証が行われている。

② 入試問題のミス防止

本学は平成30年度と令和元年度に実施した入学者選抜（一般選抜）において、入試問題のミスが複数発覚し、これらの問題を回答した受験生については、全員加点し合否判定を行った。入試問題の点検は、試験実施前、実施中、実施後と細心の注意を払ってきたが、この2年間は合否判定には影響はなかったものの、受験生には心配と迷惑を掛ける事態となってしまった。再発防止に向けて、令和2年度の入学者選抜（令和3年度入学者対象）では、入試問題の作成スケジュールを大幅に見直し、入試問題を作成する教育職員が十分な点検期間を設けられるようにした。加えて、昨年度より入試問題と解答については、本学が発行す

る入試問題集に掲載し、公表を行っている。

[大学院]

一部の研究科においては検証を踏まえ改善を図っている。医学研究科看護学専攻では、平成 24 年に修士論文コース、平成 29 年に高度実験看護コースを設置し、令和 2 年度は養護教諭専修免許課程認定申請の準備中である。看護専門職に求められる社会的ニーズを分析し、今後も修士課程の拡充に向けた継続的な見直しを図る予定としている。また、スポーツ健康科学研究科では、学生の受け入れの適切性について定期的な点検・評価を行い、ウェブサイトの実質、大学院進学説明会の実施、社会人大学院生を積極的に受け入れるための体制整備などにより、志願者の確保に努めている。その結果、博士課程前期及び後期ともに、数年に渡り収容定員の充足を維持できている。

<長所・特色>

【点検・評価項目①】

- ・ 学生の受け入れ方針は、求める人材像（求める能力）を「知識・理解」「技能」「態度・志向性」「その他の能力・資質」の 4 つの項目ごとに受験生（主に高校生）が理解しやすい表現で定めている。また、「入試ガイド」では、学生の受け入れ方針に定めた求める人材像（求める能力）が、各入試制度においてどのように評価されるか（選考方法・配点等）を明示し、学生の受け入れ方針と連動した評価項目の見える化を行っている。

【点検・評価項目②】

- ・ 令和 2 年度に実施する学校推薦型選抜（令和 3 年度入学者対象）からは、「学力の 3 要素」を総合的に評価するため、高校からの推薦書に授業中の活動状況・勉学に対する姿勢や適性、自発性、計画性、持続性、理解力、創造的思考力等を記述する欄を設け、面接評価に活用している。さらに、学校推薦型選抜の A 方式では、客観性・公平性の観点から、面接者を 2 名以上とし、面接者の評価を標準化するためルーブリックによる評価を導入した。

<課題・問題点>

【点検・評価項目①】

- ・ 一部の研究科では、学生の受け入れ方針に「求める学生像」が示されていないため、改善が必要である。

【点検・評価項目③】

- ・ 一部の研究科を除いて、収容定員充足率の未充足が常態化しているため、定員充足に向けた対策が必要である。

第6章 教員・教員組織

点検・評価項目①: 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

- | |
|---|
| 評価の視点1 : ○大学として求める教員像の設定
・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等 |
| 評価の視点2 : ○各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針（分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等）の適切な明示 |

現状説明

評価の視点1

本学は、大学として求める教員像や教員組織の編制に関する全学的な方針として、令和元年度に「求める教員像および教員組織の編制方針」を策定している。同方針には、本学の求める教員像を示すほか、教員組織の編制や募集・採用・昇格、資質向上に関する取組等の基本的な考え方を示している。なお、同方針は本学公式ウェブサイトに掲載しており、学内はもちろん、社会に広く公表している。

評価の視点2

[学部] [大学院]

学部・研究科等では、教育職員の募集・採用・昇格といった一連の教員人事計画において、その都度、教育職員に求める能力・資質、役割等を踏まえた内規等を制定し、学部教授会、通常委員会等で共有されている。各学部・研究科の専門分野にふさわしい教員配置、教育課程の編成・実施方針に基づいた編制を意識した工夫をしているといえる。しかし、いずれも、全学の「求める教員像および教員組織の編制方針」を踏まえて明文化したものではなく、学部・研究科等の組織単位ごとの編制方針とは異なる。

点検・評価項目②: 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

- | |
|---|
| 評価の視点1 : ○大学全体及び学部・研究科等ごとの専任教員数 |
| 評価の視点2 : ○適切な教員組織編制のための措置
・教員組織の編成に関する方針と教員組織の整合性
・各学位課程の目的に即した教員配置
・国際性、男女比
・実務家教員の適正な配置（【院専】）
・特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮
・教育上主要と認められる授業科目における専任教員（教授又は准教 |

授) の適正な配置

- ・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置
- ・教員の授業担当負担への適切な配慮

評価の視点3 : ○教養教育の運営体制

現状説明

評価の視点1

[学部] [大学院]

本学では、学部・研究科等において、大学設置基準等に定められた専任教員数、研究指導教員数等を満たしている。大学設置基準数以上の教員を配置することによって学部・研究科等の教育の質保証に努めている。しかし、教員配置に関する全学の方針などが明文化されていないため、大学全体で教員採用枠や教員配置を議論することがなく、学部・研究科等における教員人事に委ねられている。

評価の視点2

[学部] [大学院]

学部・研究科等では、必要な検証を行い、各部局における教員数の見直しを実施し、それぞれの専門分野に適した教員組織の構成に努めている。編制にあたっては、年齢構成や男女構成、実務家教員及び外国人教員の任用など、多様な教育課程の提供を可能にする配置を意識しながら行っている。

学部・研究科等では、専任教員が主要な専門教育科目を教授する体制が整えられており、各教育職員の具体的な担当科目は、専門領域との適合性を考慮し、学科会議、研究科内の委員会等で毎年調整し決定している。また、専任教員の勤務や授業担当に関しては、「福岡大学専任職員就業規則」第37条において、授業科目区分における基準授業時間数、最高授業時間数を規定している。さらに、専任教員間に持ちコマ数の格差等が生じないように、教授会、通常委員会等の責任のもと、標準化に努めている。

評価の視点3

共通教育科目の中の外国語科目の担当者の一部は、共通教育研究センターに所属しており、4人の専任教育職員と27人の任期付きの外国語講師で構成されている（令和2年度現在）。外国語科目のクラス編成や時間割編成については、人文学部所属の教育職員が中心となり、共通教育研究センター所属教育職員が協力する形で実施されている。共通教育研究センターの教育職員の構成については共通教育研究センター運営会議、教育開発支援機構の企画推進会議・運営委員会において開講クラス、時間割などを確認するプロセスを通して、組織的に問題なく教育を実施できていることを毎年確認している。科目担当者の配置においては、外国語科目が問題なく運営できるようネイティブスピーカーの人数割合などのバランスにも気をつけて組織的な人事を行っている（外国語講師の教育研究業績の審査にお

いて確認)。結果として、毎年の外国語科目の時間割編成において問題なく科目・クラスが開講できていることを確認している。また、任期付きの教育職員については契約更新ごとに、面談を行い、教育指導の実践内容などを定期的に確認している。その他、外国語講師の採用に関わる委員会や共通教育研究センター運営会議などにおいて、教育職員として求める能力や共通教育科目としての外国語科目の位置づけ、科目ごとの人員について確認している。

点検・評価項目③: 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

評価の視点1 : ○教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備
評価の視点2 : ○規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施

現状説明

評価の視点1 **評価の視点2**

採用、昇任等の手続に関しては、「福岡大学専任職員就業規則」「福岡大学教育職員資格審査基準」「福岡大学教育職員資格審査手続に関する規程」及び学部・研究科等における内規・申合せなどに基づき、教授会、通常委員会等のもとに設置される人事委員会で厳格な審査が行われ、正教授会等において審議・決定している。その後、教育職員資格審査委員会を経て大学協議会で承認し、学長が最終決定している。

[学部] [大学院]

学部・研究科等における内規・申合せについて、例えば、経済学部では、「福岡大学経済学部採用候補者の選考についての内規」、「経済学部昇格基準」などが規定され、基準及び手続が設定されている。商学部でも、「福岡大学商学部専任教員新規採用人事についての申し合わせ」「福岡大学商学部専任教員の昇格に関する申し合わせ」などが整備され、基準及び手続が設定されている。

募集に際しては、選考日程・応募資格（求める人材像）・審査手続などを明示し、公募を行っている。採用方法については、書類審査や面接のみならず、学部・研究科等によっては、模擬授業審査や教育・研究に関する抱負についてのプレゼンテーション審査など、教育能力及び人物審査も実施している。

昇任については、「研究業績」のほか、教育方法の実践例、学生指導力などの「教育業績」や、資格・免許、特許、実務家教員歴などの「職務実績」を総合的に判断し決定している。

点検・評価項目④: ファカルティ・ディベロップメント(FD)活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

評価の視点1 : ○ファカルティ・ディベロップメント (FD) 活動の組織的な実施
評価の視点2 : ○教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用

現状説明

評価の視点1 評価の視点2

本学では、「福岡大学 FD・SD に関する全学的方針」のもと、組織的かつ継続的な教育内容、教育方法等の改善を図る活動を「教育 FD」と称している。本学における教育 FD を推進する教育開発支援機構では、毎年、広く学内外の教育に関する情報・ニーズを調査し、情報や問題の共有化を図るとともに、全学的な教育の開発や教員研修等の企画実施を行い、各部署の教育 FD を支援している。

例えば、全学的な教育改善の推進を図るため、毎年、新任教育職員研修会、E-ラボ (Education Labo)、教育改善活動フォーラム、授業見学等を開催している。さらに、新任教育職員向けに、着任後の円滑な教育活動等の遂行を支援するため、毎年、「職員のためのハンドブッカー教育職員特別編一」を刊行している。なお、令和 2 年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により、本学で遠隔授業が実施されたことを受け、遠隔授業に関する基本的な情報をまとめた「遠隔授業に関する教育情報ナビ」を作成し、教育開発支援機構ウェブサイトにおいて公開した。さらに、遠隔授業に関する教育職員のノウハウを収集するため、教育開発支援機構運営委員会を通じて、情報提供を呼び掛けた。

また、教育改善への組織的な取組として、学生による授業アンケートを全学的に実施している。教育開発支援機構が中心となり、平成 30 年度から全学統一の実施体制のもと全科目でウェブによる授業アンケート FURIKA を開始した。同アンケートは学生が自己の学習を振り返り、自律的な学習者として成長する支援のため、学生のパフォーマンスに焦点を当てた設問項目から構成される。回答結果について、教育職員が全学的・組織的な教育改善に活用し、学生は自身の学習の到達状況の確認や学習姿勢の改善に活用できるような機能を搭載し、学部レベル、学位 (教育) プログラムレベル、個々の教育職員レベルでフィードバック・活用できるようになっている。

[学部] [大学院]

学部等については、前述の教育開発支援機構による取組、有識者を招聘した FD 研修、FD 講演会の実施、授業アンケート結果の活用・共有、学生指導及び教育内容・方法の改善・開発に関する学内外ワークショップなどが取組として挙げられる。令和 2 年度は、オンライン形式での実施形態、また、活動内容も「遠隔授業」をテーマにした研修や、その授業形態と授業実践に特化した研修や活動が多く挙げられる。研究科については、研究科独自で授業アンケートや FD 講演会等の FD 活動を行っている研究科もあるものの、一部の研究科では学部で実施する FD 活動を以って、研究科の FD 活動としている。また、その他の取組として、研究推進部主催の研究倫理教育としてコンプライアンス研修及び研究倫理研修、学部・研究科独自で入試改革の動向を共有するセミナーや医療安全セミナー、科学研究費補助金獲得のための研修会などの活動も行っている。

教育職員の教育研究活動に対する評価の一つとして、医学部医学科では、全教育職員に個人評価自己申告書の提出を義務づけ、研究、教育、学会活動、社会的活動の業績評価を点数

化し、講座ごとに集計しアクティビティ指数を求め予算の一部を傾斜配分している。

点検・評価項目⑤: 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1： ○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2： ○点検・評価結果に基づく改善・向上

現状説明

評価の視点1 **評価の視点2**

「求める教員像および教員組織の編制方針」のもと、全学的な点検・評価は行われていない。本来は、「求める教員像および教員組織の編制方針」や学部・研究科等の教育課程の編成・実施方針に沿った教員組織となっているか、全学的な確認・チェックが必要である。学部・研究科等の方針や教員の募集・採用・昇格等に関する規程の整備状況、授業担当コマ数の適正具合など、全学的な視点で見直しを行う機会がない。

[学部] [大学院]

各学部・研究科等における「求める教員像および教員組織の編制方針」が明文化されていないため、各々のカリキュラムに対応した適切な教員配置が行われるよう努めてはいるものの、エビデンスに基づく定期的な点検・評価に至っていない。

基準、体制、方法、プロセス等については、教員の募集・採用・昇格といった一連の教員人事計画において、その都度、教育職員に求める能力・資質、役割等を踏まえた内規等を制定するなど毎年度見直しはされている。各教育職員の具体的な担当科目についても、専門領域との適合性を考慮し、学科会議、研究科内の委員会等で毎年調整し決定している。その後の実質的な改善・向上につながっているかは不明である。

<長所・特色>

【点検・評価項目④】

- ・ 全学的に授業アンケート FURIKA の回答結果に基づいた教育改善に取り組んでいる。具体的には、教育職員は担当した科目のアンケート結果について、成績・GPA・出席とそれぞれ関連付けた学生の到達度や授業参加への積極性、授業内容の理解度などの様々な項目をフィードバック情報として確認することができ、次学期以降の教育改善に活用している。さらに、FURIKA のフィードバック情報の活用方法について、教育開発支援機構が中心となって全学的に講習している。

<課題・問題点>

【点検・評価項目①⑤】

- ・ 全学的な「求める教員像および教員組織の編制方針」は策定しているものの、教員組織

単位（主に学部・研究科）の編制方針が策定されていない。教員の配置・専門分野・人事（採用・昇任等）・FD等についての各組織単位の編制方針の策定が必要である。また、策定された方針に基づいた教員組織の定期的な点検・評価が必要である。

第7章 学生支援

点検・評価項目①: 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1 : ○大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示

現状説明

評価の視点1

本学は、学生支援に関する全学的な方針として、令和元年度に「学生支援の方針」を策定している。同方針には、学生の修学支援、生活支援、就職・進路支援に関する基本的な考え方を示している。なお、同方針は本学公式ウェブサイトに掲載しており、学内はもちろん、社会に広く公表している。

点検・評価項目②: 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

評価の視点1 : ○学生支援体制の適切な整備

評価の視点2 : ○学生の修学に関する適切な支援の実施

- ・学生の能力に応じた補習教育、補充教育
- ・正課外教育
- ・留学生等の多様な学生に対する修学支援
- ・障がいのある学生に対する修学支援
- ・成績不振の学生の状況把握と指導
- ・留年者及び休学者の状況把握と対応
- ・退学希望者の状況把握と対応
- ・奨学金その他の経済的支援の整備
- ・授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

評価の視点3 : ○学生の生活に関する適切な支援の実施

- ・学生の相談に応じる体制の整備
- ・ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備
- ・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮

評価の視点4 : ○学生の進路に関する適切な支援の実施

- ・キャリア教育の実施
- ・学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備
- ・進路選択に関わる支援やガイダンスの実施
- ・博士課程における、学識を教授するために必要な能力を培うための

機会の設定又は当該機会に関する情報提供

評価の視点5： ○学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施

評価の視点6： ○その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施

現状説明

評価の視点1

本学は全学生に対する適切な学生支援を行うため、学生部、教務部、教育開発支援機構、国際センター、就職・進路支援センター、エクステンションセンター等の各部局とそれぞれの事務組織を設置しており、教育職員と事務職員による教職協働の体制のもとで支援にあたっている。各部局は部局長及び学部専任教員から選出された委員で構成された委員会において各取組を審議・検討するとともに、学部や他部局と緊密に連携・情報共有を行い、適切に役割を果たしている。各部局は、大学執行部に対しても、適宜報告・相談を行い、重要な問題については執行部を中心に対応方針を検討している。

評価の視点2

① 学生の能力に応じた補習教育、補充教育

補習教育、補充教育に関しては、各学部等がそれぞれの独自性を活かし、様々な取組を行っている。例えば、理学部では初年次教育である「数学総合Ⅰ」「物理学基礎ゼミナール」等の科目において、少人数グループによるきめ細かい補習教育を実施しており、スポーツ科学部では1年次開講の必修科目「フレッシュマンセミナーⅠ」において、日本語能力基礎調査の結果に基づく日本語力講座を実施している。また、工学部は学習支援室を、薬学部は薬学教育支援センターを学部内に設置し、リメディアル教育や成績不振者のサポート等を行っている。

その他、教育開発支援機構では正課外の取組として全学部・学年の学生が受講可能な「大学から始める『言葉の力』育成プログラム」をアクティブ・ラーニング形式で実施しており、アカデミックな議論やライティング、質疑応答の仕方等を少人数のグループワークで学ぶ機会を提供している。また、大学で学習を行うために必要となる様々なコンテンツを網羅的に紹介する「福大生のための学習ナビ」を毎年度発行し、新入生に配付しており、様々な形態の入学者選抜を経て入学してくる多様な学生が、大学での学習に戸惑うことなく円滑に適応できるように注力している。なお、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて遠隔授業を実施しており、これに対応するため通常の学習ナビに加えて「福大生のための『遠隔授業を受けるための学習ナビ2020』」を電子版で発行し、全学生に周知した。その他、教職課程教育センターでは教職履修カルテウェブシステムを導入し、4年間に亘る学習の記録を入力・自己評価することにより、細かな振り返りができるようサポートしている。

大学院生については、修学支援のほとんどを研究科の指導教員が担当しており、学生個人の能力に応じた指導を行っている。研究科によってはマンツーマン指導が実現されている。また、大学院生はティーチング・アシスタント(TA)制度により教員補助業務を体験すること

により、研究者、教員等になるためのノウハウ取得が可能である。

② 学生の自主的な学習（正課外教育）

本学は正課教育だけではなく、正課外教育（課外活動）を通し豊かな人間性をも兼ね備えた人を育てる「全人教育」を目指しており、その目的に資する多様な取組を提供している。令和元年度の実績を挙げると、例えば学生部では、課外教育プログラムとして「学生チャレンジプロジェクト」「懸賞論文」「東日本復興夏期セミナー」「野外教育キャンプ」「課外活動応援ツアー」「交通安全セミナー」等の取組を実施した。また、共通教育研究センターでは、英語や第二外国語のネイティブの教育職員等との会話を通じてコミュニケーション能力を高める「Language Plaza」、図書館では設定したテーマに因んだ本を学生が自ら書店で選び、読後の意見交換を踏まえて書評を作成する「選書ツアー」や蔵書を活用したグループワーク「ライブラリーワークショップ」、教務部では教養の必要性・重要性等を理解した人間の育成を目的とする「今を生きる教養講演会」、国際センターでは交換留学プログラムや海外研修プログラム、就職・進路支援センターでは課題解決型（PBL型）プログラム、エクステンションセンターでは各種採用試験・資格取得の対策講座等、各部局により様々な取組が行われた。

なお、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、多くの正課外教育のプログラムが中止または延期となったが、学生部の「懸賞論文」や就職・進路支援センター、エクステンションセンターが行う講座等の一部の取組等は実施方法を工夫（例えばウェブを利用したオンライン形式等）して実施している。

③ 留学生に対する修学支援

外国人留学生に対する修学支援は、国際センターが中心となり実施している。学部留学生については、入学時オリエンテーション（悩みの相談や健康診断等の健康管理に関する生活指導を含む）、履修登録指導、成績不振者への修学指導、在留資格手続、授業料等減免制度（通常は30%の減免であるが、成績優秀者には20%の追加減免あり）や給付型奨学金である「福岡大学私費外国人留学生奨学金」「福岡大学アジア特別地域学部留学生学修奨励費」による経済的支援を行っている。大学院留学生に対しても、同様に授業料減免や奨学金制度を設け、経済的負担能力に乏しい者に対して学業継続を支援している。また、留学生別科生については、入学後の成績が優秀な学生向けの「留学生別科奨学金」及び出願前に給付を確約する「留学生別科渡日前給付決定奨学金」制度を設けている。

その他、海外協定校から受け入れる交換留学生に対しては、正課外教育として日本語・日本文化講座を実施するとともに、生活支援も行っている。全留学生を対象とした行事としては、専門家によるメンタルヘルスに係る講演会、親睦行事として留学生研修旅行や留学生懇談会を行っている。さらに、ボランティア学生団体である福岡大学国際交流チーム（FIT）による学修、生活面でのピアサポート活動も行っている。ただし、令和2年度は新型コロナ

ウイルス感染症の影響により、対面での指導や行事の殆どが中止となった。

なお、日本人学生と外国人留学生が共同生活を行い、異文化の交流を通じ真の意味での国際交流が体験できる大学直営の入居施設として国際交流会館国際交流棟がある。また、人文学部では独自の取組として、交換留学生を対象に独立行政法人都市再生機構所有の住宅で留学生と学生がルームシェアするプログラムも実施している。

④ 障がいのある学生に対する修学支援

障がいのある学生の支援については、副学長を委員長とし、事務局長、教務部長、学生部長、就職・進路支援センター長等で構成する「障がい学生支援委員会」のもとで対応しており、支援窓口は学生課に置かれている。制度の概要、取組、手続等については、障がい学生支援セミナーや公式ウェブサイト等を通じ学内外に向けて広く周知している。また、入試ガイドを通じて入学希望者にも案内し、入学前から生活面も含めた相談を受けつけている。

具体的な支援内容は、平成 29 年度に制定した「障がい学生支援に関する基本方針」「障がい学生支援に関するガイドライン」をもとに、学生課・学部・ヒューマンディベロップメントセンター・健康管理センター等が連携のうえ学生や保護者と面談を行い、障害者差別解消法の趣旨に沿った合理的な配慮（支援）を協議している。支援内容の決定後には障がいの内容や必要な配慮等を記載した「配慮依頼書」を授業担当教員等に送付し、修学面の配慮をお願いしている。支援対象の学生は毎年増加しているが、専従のキャンパスソーシャルワーカー（社会福祉士）が関係部局と連携して、学生一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな支援をコーディネートしている。その他、教務部と連携して支援学生の受講教室の調整、教室内設備の整備、定期試験時の別室受験対応等の配慮を行うとともに、共用講義棟等へのスロープや自動ドアの設置等、学内環境の整備も優先順位を付けて継続して実施している。

令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症拡大を受けて遠隔授業が実施されているため、授業担当教員の理解とボランティア学生の協力のもと、自動音声システムを活用した授業の動画データの文字起こし、そしてボランティア学生によるその校正等を行う新たな試みも行っている。

⑤ 成績不振者の状況把握と指導、留年者・休学者・退学希望者の状況把握と対応

成績不振者に対しては、各学部・学科で単位の取得状況や GPA 等を参考に幅広く対象者を洗い出し、個別に修学指導を行っている。クラス担任制を採用している学部では、担任教員を中心に該当学生と面談を行い、修学面や生活面等の指導・助言を実施している。また、理学部では授業の出席率や課題の提出状況が良くない学生に対して学科ごとに個別指導を行っており、薬学部では卒業試験の成績による卒業延期者に対し、薬学教育支援センターで集中講義を実施している。なお、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により各学部とも対面での指導が困難であったため、ウェブ会議システム、電話、メール等を活用した遠隔指導も行っている。

休学・退学希望者に対しては、学生の抱える問題を把握し、休学または退学の回避につながる教育的視点からの支援を行うことで、問題解決の糸口を見出すことを目的に、各学部の教育職員または事務職員との面談を必須としている。修学の意味はあるものの経済的理由で退学を希望する学生には、奨学金等の経済的支援制度等を紹介し、障がいや心理的な問題による退学希望の場合は、人間関係や学生生活上の課題の解決の観点から学生課のキャンパスソーシャルワーカーが対応し、心理的な観点からはヒューマンディベロップメントセンターのカウンセラー（臨床心理士）が互いに連携のうえ相談に応じ、休学・退学希望者数の減少に努めている。また、一度退学した場合でも、一定の条件のもと再び学業を志すことができるよう「再入学」制度も設けている。

その他、大学院では、標準修業年限内の履修が困難な学生に対する長期履修制度を設け、標準年限を超えた長期履修を認めている。

⑥ 学生に対する経済的支援（奨学金、授業料等減免、その他の支援）の整備

[学部]

修学の意味及び能力を有しながら、経済的な理由により学生生活に支障を来すおそれのある学生を支援するため、独立行政法人日本学生支援機構（以下「日本学生支援機構」という。）による奨学金制度に加え、本学独自の奨学金制度、地方自治体や民間団体等が実施する奨学金制度等により経済的な支援を行っている。令和元年度の奨学金支給学生数は、日本学生支援機構奨学金が 8,997 人、本学独自の奨学金が 812 人、地方自治体や民間団体等による奨学金が 139 人である。本学独自の奨学金の制度は、給費型の「福岡大学給費奨学金」「福岡大学学生サポート募金給費奨学金」「福岡大学利子補給奨学金」、貸与型（無利子）の「福岡大学奨学金（定期及び緊急採用）」「有信会奨学金」等があり、学生の状況やニーズに合わせた奨学金制度を整えている。また、学業成績並びに品行の特に優秀な学生に対し奨学金を給付する特待生制度も設けている。令和元年度における学部学生を対象とした本学独自の奨学金の支給実績は、給費型奨学金が約 2 億 6,203 万円（うち特待生制度による奨学金が 6,000 万円）、貸与型奨学金が 8,428 万円である。なお、以上の奨学金制度に加えて、商学部第二部では学部独自の給付型奨学金「商学部第二部奨学金」を設けている。

授業料等減免に関しては「福岡大学授業料等減免に関する規程」に定めた要件を満たす学生や地震・豪雨等の大規模災害によって家計が急変した学生に対し支援を行っている。令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により家計が急変した世帯の学生に対する新たな制度を設けて、本学独自の授業料等減免を行っている。また、本学は令和 2 年度から開始された国の「高等教育の修学支援新制度」の対象校となっており、日本学生支援機構の給付型奨学金の受給者に授業料等減免を行っている（令和 2 年 9 月末時点で対象者数は 1,228 人）。

その他、学部が実施している独自のプログラムに対する支援や、学生部で実施している学生が緊急に援助を必要とした際に少額（1 口 5 千円で最高 6 口 3 万円）を無利子で貸し付け

る「学生少額緊急貸付制度」、傷病等による経済的な負担を軽減することを目的とした本学独自の保険互助組合「学生健康保険互助組合」による医療費給付制度や予防給付活動、正課・課外活動中等における急激かつ偶然な外来の事故による受傷に対応する学生教育研究災害傷害保険への大学負担での全学生分の加入、金融機関と提携した教育ローンの紹介、直営寮・指定寮による自宅外学生への安価で安心な住居の提供等、様々な取組により学生の経済的な負担を軽減する対応を行っている。なお、留学生に対する経済的支援制度については、前述の「③留学生に対する修学支援」の項目に取組内容を記載している。

[大学院]

大学院生対象の奨学金として、本学独自の奨学金及び日本学生支援機構奨学金のほか、地方公共団体、民間団体が実施している奨学金制度を広く活用している。その他に TA 制度、大学院学生海外発表支援制度、大学院海外留学給費奨学金、大学院博士課程後期並びに医学及び薬学研究科の博士課程給費奨学金制度を設け、大学院生に対する経済的支援を行っている。また、優秀な学生の就学機会を確保することを目的とした経済的支援制度として、令和3年度以降の入学生を対象とした「福岡大学院予約型授業料減免制度」を新設した。

法科大学院では、特待生奨学金や学部卒業生を対象にした高田法曹育成基金奨学金を設けている。

⑦ 授業その他の費用や経済的支援に関する情報提供

経済的支援に関する情報提供は、入学希望者には「大学案内」や入試情報サイト等で案内し、新入生に対しては「新入生スタートダッシュブック」や「学生生活ガイド」等を通じて情報提供を行っている。また、入学後に実施される学部指導懇談会でも学生部委員等から制度の紹介を行うとともに、在学中はFUポータルや学内掲示板等を通じて制度の紹介や募集案内に関する情報等を適宜提供している。特に奨学金に関しては、毎年在学生・新入生向けの新規募集説明会を開催し、広く周知を図っている。なお、「福岡大学を学ぶ・福岡大学でいかに学ぶか」や「福大生のためのキャリアデザイン」など一部の正課科目の中でも、本学の経済的支援制度について紹介を行っている。

在学生のご父母等学費負担者に対しては、父母懇談会での説明や「父母後援会会報」を通じて支援制度を伝えている。また、本学公式ウェブサイトにも経済的支援に関する情報を掲載しており、特に令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で家計が急変した世帯の学生に対する授業料等減免や奨学制度等の支援について、公式ウェブサイトに積極的に情報を掲載する等、学内外に向けて広く周知している。

評価の視点3

① 学生生活上の相談に応じる体制の整備

学生生活上における心理的な不安や対人関係の悩み等の相談については、臨床心理士の

資格を有するカウンセラー7人を配置したヒューマンディベロップメントセンターで対応している。学生に係ることであれば家族や教職員の相談にも応じており、守秘義務を保ちつつ関係部局等と連携して支援を行っている。また、カウンセラーによる支援と並行して、毎月2回、本学大学病院の精神科医によるメンタルヘルスに関する相談、助言を無料で実施している。さらに学生生活上のトラブルが生じた場合は、学内設置の法律事務所が学生の法律相談を無料で応じる体制も整えている。これらの相談体制は「学生生活ガイド」やFUポータル等を通じ学生に対して広く周知している。

② ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備

本学はハラスメント防止のため、「学校法人福岡大学ハラスメントの防止及び排除に関する規程」を定め、ハラスメント対策に努めている。具体的には新入生全員にハラスメント防止啓発パンフレットの配付、学生対応窓口（学生課、各学部事務室、就職・進路支援センター事務室等）へのハラスメント防止啓発資料の設置、ハラスメント相談専用のメールアドレスの設定、年2回のハラスメントニュースレターの発行等を行い、学生のハラスメント防止に向けた意識の向上を目指すとともに、ハラスメント相談窓口の周知を行っている。併せてハラスメント防止啓発強化月間を年2回（5月・11月）設け、学生対応窓口や学内食堂等、学生が利用する施設にポスターの掲示やポップ広告の設置を行い、ハラスメント防止の啓発活動を一層強化している。また、学生課とヒューマンディベロップメントセンターは、学生のハラスメント相談機関として規定されており、学生がいつでも相談できるよう学生総合相談窓口を設け、「学生生活ガイド」等で案内を行っている。なお、医学部看護学科では実習前オリエンテーションにおいて、ハラスメント防止対策に関する講話を実施している。

③ 学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮

学生のメンタルヘルスについては、ヒューマンディベロップメントセンターが相談を受け付けており、カウンセラーによるカウンセリングを行っている。また学生相談の具体例と対応をまとめた「教職員のための学生サポートハンドブック」を発行し、障がい等に対する教職員の理解と協力を促す対応等も行っている。なお、従来対面相談を中心とした運用を行っていたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大を受け、電話やウェブを利用した遠隔相談を導入し、これを中心とする運用に切り替えて、学生が来学しなくても相談できる体制を整えた。また、コロナ禍における大学生活に不安を抱える学生への支援として、新たにウェブによるグループ活動を実施し、学生同士がオンラインで交流する機会を設けた。前期終了後には全学生を対象にメンタルヘルスに関するアンケートを実施し、回答結果をもとにケアが必要であると思われる学生に対してカウンセラーから連絡を行い、相談や面談を呼びかける等のフォローアップを行っている。

また、健康管理センターにおいて全学生を対象に毎年、定期健康診断を実施し、健康相談をはじめ、肥満対策、応急処置、投薬、血圧測定等を行い、病気の予防や発見に努めている。

さらに「学生健康保険互助組合」では予防給付活動（健康対策）の一環として、効果的な予防と初期治療を促すため無料の歯科検診（口腔衛生指導、口腔疾患検診、歯のクリーニングと研磨）を年2回実施している（各回定員1,000人、先着順で実施）。

学生生活上の安全への配慮として、各学部指導懇談会や「学生生活安全あんしんセミナー」等で薬物乱用や急性アルコール中毒等の心身の健康を阻害する事件事故を未然に防ぐ為の指導を行うとともに、年間を通じてFUポータルや掲示板等で学生に対する注意喚起を行っている。なお、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により各セミナーは実施できていない。

評価の視点4

① 学生の社会的および職業的自立に向けたキャリア教育の実施

本学では学校法人福岡大学中長期計画（2020-2034）、学校法人福岡大学事業計画、学生支援の方針等に基づき、学生一人ひとりが自発的に自らの進路を考え決定できるよう、正課・正課外の教育を通じて低学年次生からのキャリア意識の醸成を図っている。就職・進路支援センターでは、職業観の醸成、キャリア形成、社会人基礎力の育成、職業設計を考えることを目的とし、ゼミナールの時間帯を利用した就職サブゼミの講義や学部学科と連携したキャリア教育科目、1・2年次生を対象とした正課の共通教育科目を開講している。また、正課外では企業・自治体と連携した課題解決型（PBL型）プログラム（以下「PBLプログラム」という。）を行っている。

さらに、学生が自ら行動してきた実績を通じて適性や行動特性の測定と評価を行い、客観視することができるコンピテンシー診断テストを実施している。また、各学部の正課のキャリア教育科目として、商学部の「特別講義A～D」、理学部の一部の学科での「インターンシップ」、スポーツ科学部の「ステップアップセミナー」等があり、インターンシップを含むものも開講している。なお、スポーツ科学部では、令和2年度から一般社団法人大学スポーツ協会（UNIVAS）による「デュアルキャリアプログラム」を従来のキャリア教育科目の中に取り入れ、さらなる充実に取り組んでいる。各学部では社会の第一線で活躍する卒業生を講師として招いた講演会「先輩と語る」を実施している。エクステンションセンターでは、「エンカレッジセミナー：《未来ノート》でなりたい自分になる」を行い、社会的・職業的自立に関する教育を行っている。なお、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、エンカレッジセミナーはオンラインにより実施した。

② 学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備

全学の学生のキャリア形成支援や進路指導を行うための組織として、就職・進路支援センターを設置しており、各学部には就職・進路支援センター委員とキャリア教育調整委員を配置し、学生のキャリア形成の支援に随時対応する組織的な支援体制を整備している。個別相談では、職員のほかに、外部から専門人材（就職アドバイザー、人事担当経験者、産業カウ

ンセラー)を配置し、キャリアコンサルティングやカウンセリングを含めた相談に対応できる体制を充実させている。工学部の一部の学科では進路支援を専門とする補助職員を雇用し、タイムリーな情報提供を行う体制を整えている。

また、各種の資格を取得し、キャリアを高める支援を行うため、エクステンションセンターを設置し、学生の要望に沿った多種多様な正課外の講座を本学独自のカリキュラムや受講料の設定により開設している。

③ 学生の進路選択に関わる支援や就職ガイダンスの実施

就職・進路支援センターにおいて学生からの相談対応・キャリアカウンセリングを適宜行っており、企業の採用情報等の提供やガイダンス・各種対策講座・セミナーの実施、学内企業説明会等の開催、履歴書・エントリーシートの添削指導や模擬面接、インターンシップ、コンピテンシー診断による行動特性の測定と評価等、多様な取組を通じて、学生のキャリア形成をサポートしている。また、エクステンションセンターでも資格総合ガイダンス、語学総合ガイダンス等を通じ進路選択に関する支援を行っている。

各学部においても、学部教育の特性等を踏まえた様々な取組を実施しており、法学部では司法試験及び公務員試験研究部会による講座の開講、工学部は「就活 week」を設定し、学科の就職先候補企業による説明会を1週間に渡って集中的に開催している。また、薬学部では薬学部内合同就職説明会を開催し、調剤薬局、病院等の求人情報を入手できる機会を設けている。なお、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、各講座の休講やオンライン説明会の開催等が行われている。

④ 博士課程における、学識を教授するために必要な能力を培うための機会の設定又は当該機会に関する情報提供

大学院生への進路支援については、ほとんどの研究科で指導教員が担当している。また、TA制度による教育補助業務が、研究者や教員等を目指す大学院生に向けた指導のひとつとなっており、プレFDとしての位置づけもある。

評価の視点5

本学には課外教育活動の主となる全学生と教職員で組織する学友会があり、総務委員会をはじめ、学術文化部会 35 部、体育部会 44 部、愛好会 81 団体が活動している。また、夜間部である商学部第二部にも、文化部会 10 部、体育部会 9 部 1 同好会、愛好会 4 団体が組織されている。学友会団体には全学生の 36%にあたる約 7,000 人が参加しており、心身を鍛錬して自立性や社会性を養い、より高い人格形成に励んでいる。

評価の視点6

その他の学生支援として、ボランティアに関する支援も行っている。学生課をボランティ

ア相談窓口に定め、「ボランティア活動ガイド」の発行、また学内外からのボランティア情報を掲示板やFUポータルに掲載して学生へ案内等を行っている。学内には防犯パトロール活動を行う「ななくま元気にするっ隊」、障がい学生に対する支援を行う「コパン」、被災地の復興支援・学生の防災意識の向上を目的に活動する「災害復興架け橋隊」、本学の入試広報を行う「Campus Crew(キャンパスクルー)」等の複数のボランティア団体が活動しており、ボランティア活動全体の活性化のため、学内のボランティア団体による交流会や外部講師を招いてのボランティア入門講座も実施している。

その他、学生部委員や学生課職員が引率し被災地でのボランティア活動を行っており、令和元年度は福岡県朝倉市や佐賀県武雄市で計3回、延べ62人の学生が参加し、水害による土砂や倒木の撤去等の活動を行った。なお、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大のため、ボランティア交流会、ボランティア入門講座、災害ボランティアは実施できていない。

また、他の取組として本学独自の保険互助組合「学生健康保険互助組合」において組合員(学生)の代表機関である学生保険部会が中心となって、「100円朝ごはんキャンペーン」「夕食キャンペーン」等、学生の健康の維持増進を目的とした活動を行っている。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大により大学施設を利用する機会がほとんどなく、満足のいく大学生活を送れていない1年次生に、少しでもキャンパスライフを体感してもらうとともに、学生の健康の維持増進を図るため、学部1年次生一人当たり1,500円(500円×3枚)の食事利用券を配付する「昼ごはんキャンペーン」を新たに実施した。

点検・評価項目③: 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1 : ○適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価

評価の視点2 : ○点検・評価結果に基づく改善・向上

現状説明

評価の視点1

学生支援に関する全学的取組の点検・評価については、教務委員会、学務委員会、学生部委員会、国際センター運営委員会、就職・進路支援センター運営委員会、エクステンションセンター運営委員会等、それぞれの取組を所管する部局の会議体において、実施方針の策定とその総括を通して定期的に行われている。

評価の視点2

点検・評価結果に基づく改善・向上の一例として、工学部では修学指導を実施する際の基準の見直しを行うことで、指導が必要となる学生を適宜確認し、より多くの学生を指導対象とする等、学生支援の機会の改善となるように取り組んでいる。医学部看護学科では、全学生に個別の学修指導記録を作成し、年2回履修指導、その他個別指導の結果を記載しており、その活用により在学期間を通して、より細やかな継続した支援が可能となっている。

学生部の学生チャレンジプロジェクトでは、令和元年度は取組の開始から中間報告会までの期間における各プロジェクトの進捗状況の管理に課題があるとの点検・評価を行い、その評価結果に基づき令和2年度の実施要領には、「プロジェクトの進捗状況の定期的な報告」及び「プロジェクトの誠実な履行」をプロジェクト参加学生の義務として新たに定めた。これによりプロジェクト内容の大幅変更や遅延を事前に防ぐことが可能となり、学生部とプロジェクト参加学生双方の負担軽減を図るとともに、より適切な支援と丁寧な指導を定期的に行う運用体制を整備することができた。

また、図書館では従来「オーサービジット」「読書会」「選書ツアー」を実施していたが、学生が自ら考え、より積極的に意見交換に参画できる対話型・双方向型の実施内容への見直しを図り、ワーキンググループにおいて検討を重ねた結果、令和元年度より「オーサービジット」と「読書会」を融合させた「ライブラリーワークショップ」を新しい企画として実施することになった。

<長所・特色>

【点検・評価項目②】

- ・ 学生部、教務部、教育開発支援機構、国際センター、就職・進路支援センター、エクステンションセンター等において、様々な学生支援を行っている。主な取り組みは以下のとおり。

(1) 修学支援

①「東日本復興夏期セミナー」「学生チャレンジプロジェクト」「野外教育キャンプ」「懸賞論文」など、教育研究の理念に掲げる『全人教育』の実現に向けた多くの課外教育プログラムを実施しており、各プログラムは参加学生からも高い評価を得ている。

②障がい学生支援において、キャンパスソーシャルワーカーを配置し、身体面・精神面から学生生活上の問題を抱える学生への専門的な支援を行っている。また、聴覚に障がいのある学生に対して、ボランティア学生の協力のもと授業の動画データの文字起こしを行う等、コロナ禍における新たな支援を企画・実施している。

③英語及び第二外国語（ドイツ語・フランス語・スペイン語・中国語・朝鮮語）のネイティブ教員や留学生との会話を通じてコミュニケーション力を高めることを目的とした「Language Plaza」を開催し、総合大学の特色を生かした多言語による他学部生との交流を可能とする体制を整えている。

(2) 生活支援

①ヒューマンディベロップメントセンター（学生相談室）では、新型コロナウイルス感染症拡大を受けて、電話やウェブ等を利用した遠隔相談を導入し、学生が来学しなくても相談できる体制を整備するとともに、学生同士がオンラインで交流できる機会を設け、コロナ禍における学生生活の不安を軽減するための対応を行っている。

②学生生活上のトラブルが生じた場合、学内に設置している法律事務所が学生の相談を無料で受け付ける体制を整備している。

③学生で組織する「学生健康保険互助組合学生保険部会」が中心となって、学生の健康の維持増進を目的とした活動を展開しており、「100円朝ごはんキャンペーン」「夕食キャンペーン」「歯科検診」などに取り組んでいる。

(3)進路支援

①外部の専門人材(就職アドバイザー、人事担当経験者、産業カウンセラー)を配置し、様々な角度から学生の就職・進路に関する個別相談に応じる体制の充実を図っている。

②低学年次からの職業観を醸成するための、全学年次を対象とした多様な対策講座(業界研究セミナー、合同業界研究会、企業研究セミナー、オンライン就職相談、オンラインOB・OG訪問会、ジョブフェス、マナーセミナー等)を実施している。

③企業や自治体等の実社会の課題に取り組みながら、学生の社会人基礎力の習得を目指すPBLプログラムとして、共通教育科目の総合系列科目「現代を生きる(地域企業と連携したPBLを通じて学ぶ社会人基礎力)」や3つの正課外プログラム(福岡市・福岡銀行・日本航空との連携プログラム)を行っている。

<課題・問題点>

【点検・評価項目②】

- ・ 学生の多様化に伴い、学生や保護者からの相談や支援の要望が増加し、かつ複雑化する傾向にある。特に障がい学生支援については1名のキャンパスソーシャルワーカーで専門的な支援をコーディネートしているが、増加する要望や相談に対応するための組織的な支援体制を整備する必要がある。併せて、複数の学生支援窓口(部署)の連携強化など、組織横断的な学生支援体制の構築が必要である。

【点検・評価項目②】

- ・ 正課・正課外に関わらず、入学時からのキャリア教育を通じて、学生にキャリアを形成していくための能力や態度を身につけさせるためには、運営組織体制の整備や教職員の意識の啓発など、各学部と関連部局が一体となったキャリア教育の基盤作りが必要である。

第8章 教育研究等環境

点検・評価項目①: 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

評価の視点1： ○大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示

現状説明

評価の視点1

本学は、教育研究環境等の整備に関する全学的な方針として、令和元年度に「教育研究等の環境整備に関する方針」を策定している。同方針には、施設・整備、情報環境、図書館、研究に関する基本的な考え方を示している。なお、同方針は本学公式ウェブサイトに掲載しており、学内はもちろん、社会に広く公表している。

点検・評価項目②: 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

評価の視点1： ○施設、設備等の整備及び管理

- ・ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備
- ・施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保
- ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備
- ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備

評価の視点2： ○教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み

現状説明

評価の視点1

本学は、大学設置基準上必要な校地面積、校舎面積を十分に満たしている。また、施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生については、施設部において法令及び主管庁の指導に基づき施設設備等の点検及び整備を行っており、整備にあたっては、施設設備の重要度分類を行い、最重要と位置づける施設設備については年次計画を立て予防保全を行っている。なお、放射線を取り扱う実験施設（RI センター、医学部 RI 施設）においては、放射線障害予防規程を遵守し、施設の維持管理及び放射性同位元素の管理が適切に行われている。

また、大学の使命である「教育・研究・医療」の提供、地域貢献及び人材育成に推進する手段として、ネットワーク環境や ICT 等機器・備品を活用している。具体的な活用方法としては、遠隔授業の受講・配信、課題の提出、研究成果の学会発表や報告である。これらの目的達成や業務の遂行のため、障害が発生しないよう整備している。

耐震化については、大学病院の施設等を含めた大学全体の耐震化率が令和 2 年度末で 80.78%となっている。今後は、耐震化率 100%に向けて、年次計画のもと段階的に対応を行う予定である。バリアフリーへの対応は、建物新築時に合わせて周辺の整備を行うほか、

各部局からの要望にて実施している。令和2年度は5号館にエレベーター設置、学術会館（第一食堂）入口にスロープ及び自動ドア設置、8号館1階（ラウンジ オアシス）の段差解消及び自動ドア設置、第二記念会堂1階女子更衣室シャワーブース増設時に身障者対応ブースを設置した。また、環境整備の一環として老朽化していた9号館の研究室や実験室の内装改修等を行った。

本学図書館では、約204万冊に及ぶ図書・雑誌を所蔵するとともに、電子ジャーナル・電子ブックの充実を図っている。また、中央図書館には、情報サービス室やグループ学習室、ラーニングコモンズを整備している。医学部分館にも情報サービス室を設置している。情報環境の整備については、5年周期で教育研究メディアシステムの更新を行い、最新の情報機器を整備している。令和2年度は更新時期であったため、この更新により学内にPC教室を13室（うちグループ学習室2室）、その他CALL教室を2室、BYODスペースを6室、PCコーナー6か所、プリンタを6か所整備した。さらに、大判プリンタが使用できるIT-STUDIO及びテレビ会議室も各1室整備した。その他、大学院学生の自主的な学習促進のための環境整備として、中央図書館棟7階に大学院生室を設置し、全研究科の大学院学生が研究できる場を提供している。室内には個人用ブースのほか、ディスカッションルームやライブラリースペースも設けている。

評価の視点2

教職員の情報倫理の確立を図るため、全教職員に「情報セキュリティハンドブック」及び「学校法人福岡大学クラウドサービス利用ガイドライン」を毎年配付するほか、e-learningによる「情報セキュリティ研修」を実施している。併せて、新採用の教育職員及び事務職員を対象に研修会を実施している。学生の情報倫理教育については、全入学生に対し「利用者講習会」の受講を義務づけている。なお、教職員向け研修会や学生向け講習会について、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、動画を作成し、対象者に視聴を義務づけるという対応を行った。

点検・評価項目③: 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

評価の視点1：	○図書資料の整備と図書利用環境の整備 <ul style="list-style-type: none">・図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備・国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備・学術情報へのアクセスに関する対応・学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備
評価の視点2：	○図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置

現状説明

評価の視点1

本学図書館では、学生の学習及び教育職員の教育研究活動の必要に即し、約 204 万冊に及ぶ図書・雑誌を所蔵するとともに、電子ジャーナル・電子ブックを提供している。

図書館ウェブサイト上に学生及び教育職員向けの購入リクエストメニューを設置し、購入希望ができる環境を整備しているほか、国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークを整備し、現システムの OPAC 上で自館の所蔵書籍等のみならず、CiNii Articles、CiNii Books や国立国会図書館の所蔵書籍等も同時に検索することができる。また、利用者の必要に応じて、国内外から複写物や現物を取り寄せる ILL サービスを提供している。

大学図書館と国立情報学研究所が連携し、強化された総合目録データベースを流用した目録を整備している。また、機関リポジトリについても国立情報学研究所のシステムを利用している。さらに、大学コンソーシアム連合に参加し、電子ジャーナル等の学術情報の安定的・組織的確保に努めている。加えて、国立国会図書館の図書館向けデジタル化資料の閲覧・複写サービスを提供している。

利用者の学術情報へのアクセスについての支援として、授業期間中に利用説明会やデータベース講習会を実施するほか、ウェブサイト上学生が調べものをする際のリンク集を掲載する等している。ただし、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により説明会や講習会は中止した。なお、令和 2 年度においては、オンライン版図書館利用案内や遠隔授業によるデータベースのニーズの高まりに備え、リモートアクセスできるコンテンツを一時的に増やすなどの対応を行った。

学生の学習に配慮し、開館時間を授業期間中は 22 時までとし、定期試験期間は 8 時から開館している。座席数は中央図書館、医学部分館、理学部分室、工学部分室、薬学部分室、スポーツ科学部分室それぞれに適切な数を設置している。

学生の図書館利用促進を図るため、利用説明会等の実施のほか、館内にて定期的に図書の企画展示やテーマ別の関連図書紹介等の取組を行っている。また、イベントや各種サービスの利用案内については、図書館ウェブサイトや FU ポータルのお知らせを通じて、タイムリーな情報伝達を行っている。

令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により自宅からのアクセスが増えたが、学生向けマニュアル「自宅からオンラインで使える電子資料活用術」の提供により、基本操作の問い合わせが殺到する等の混乱は防ぐことができた。

評価の視点2

学生及び教育職員の利用に配慮し、司書資格を有した嘱託職員及びアルバイト職員を配置している。またカウンターには図書館資料の活用についての知識を有するスタッフを配置している。その他、カウンター以外の業務担当者についても、データベース講習会への参

加を促すことでスタッフの育成を行っている。データベースに関する専門的な照会等にも対応する係を配置している。

点検・評価項目④:教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

評価の視点1 : ○研究活動を促進させるための条件の整備
・大学としての研究に対する基本的な考えの明示
・研究費の適切な支給
・外部資金獲得のための支援
・研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等
・ティーチング・アシスタント (TA)、リサーチ・アシスタント (RA) 等の教育研究活動を支援する体制

現状説明

評価の視点1

本学は、大学としての研究に対する基本的な考えを「研究推進基本方針」として策定している。同方針には、本学の研究活動、産学官連携活動及び基盤研究機関・産学官連携研究機関に関する基本的な考え方を示している。

① 研究費の支給

大学全体の研究費については、研究推進部において競争的要素を加味した様々な学内研究費を提供している。応募制で申請を受けつけ、学長及び研究推進部委員を中心とする専門の審査委員会において、研究費の趣旨を踏まえた複数項目の基準による評価と審査のうえ、採択された研究チームに所定の研究費を支給している。なお、一部の研究費については重複受給制限、連続申請不可の条件を設定している。これらの研究費に関しては、規程、要項及び細則等に基づいて適切に審査している。

学部・研究科については、学部・大学院予算（文系学部：研究教育費・理系学部：実験実習費、及び図書費）が大学から配分される。その予算の用途及び所属教員への配分等については、学部・研究科等の裁量となっており、各部局の申合せや委員会決議などにより、概ね適切に支給されている。なお、教育開発支援機構及び各センターの専任教員には、学部と同様に図書費が配分されている。

② 外部資金獲得支援

外部資金獲得のための支援について、大学全体では、研究推進部が次のような支援策を実施している。

- (ア) 科研費研究計画調書（採択分）閲覧会
- (イ) 科研費獲得セミナー

- (ウ) 科研費研究計画調書の改善に係るアドバイス
- (エ) 科研費等にはじめて応募する研究者支援
- (オ) 学内応募説明会
- (カ) 推奨研究プロジェクト（特定）の実施（科研費応募者に対し開示される当該年度の第一段審査（書面審査）結果で、応募細目における採択されなかった研究課題全体での順位が A ランクの者を対象とした研究費の支給）
- (キ) 研究者と企業等の橋渡し
- (ク) クラウドファンディング

各学部・研究科等においては、主に上述の支援策を活用している。学部によっては、科研費等の応募・獲得件数に応じて個人予算を増額するなどの傾斜配分を実施し、外部資金獲得を奨励しているところもある。

③ 研究環境等の整備

研究環境について、各教育職員に対し研究室や実験室、研究内容に応じた備品等、各学部等の特性に応じて必要な施設・設備が整備されている。教育職員間の業務負担は、役職や実務関連業務への従事に応じて差異があるが、実習を含めた講義時間数など教室単位での教育負担は概ね均等になるように考慮されており、残りの時間を各教室構成員の研究活動に当てられるようになってきている。大学全体では、サバティカル制度（在外研究制度：学部内の公募を経て、毎年度 1 人が長期在外研究員として 1 年間国外にて研究活動を行える制度）があり、学部・学科内で当該制度を利用する環境が整備されている。

④ 教育研究活動を支援する体制

本学では、教育職員の研究活動の補助要員として研究支援者（博士号取得無しの者も可）の雇用を可能としているほか、公的資金を伴う共同研究事業その他学長が必要と認めた研究プロジェクトに限り、博士号取得者（ポスト・ドクター）の雇用を可能としている。これにより、教育職員の研究面での負担軽減と研究促進を実現している。また、教育職員の教育活動を支援・促進するための体制として、大学院学生が教育職員の講義の補助業務等を行うティーチング・アシスタント（TA）制度を設けている。大学院学生が教育職員の教育活動支援を行うことで本学の教育の充実や教育職員の負担軽減に貢献しているとともに、大学院学生に研究者・教員等になるための機会の提供を図っている。

点検・評価項目⑤: 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

評価の視点 1 : ○研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み

- ・ 規程の整備
- ・ 教員及び学生における研究倫理確立のための機会等の提供（コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施等）

・研究倫理に関する学内審査機関の整備

現状説明

評価の視点1

研究倫理や研究活動の不正防止に関しては、「福岡大学研究倫理規程」及び「福岡大学における公的研究費の取扱いに関する規程」等の学内規程に定めている。

大学全体では、研究倫理・コンプライアンス教育を研究に従事する全教職員に毎年受講することを義務づけている。また、その理解度をチェックするため受講後にテストを実施している。初回受講の翌年以降に受講する者に対しては、特に注意してほしい事項を中心に大学独自の教育講座としている。これまで、100%の受講を達成している。

文系・理系を問わず大学院においては、大学院生を対象とした「大学院学生倫理セミナー」を開催している。また、実験実習を伴う学部・大学院は、授業において専門領域に合わせた倫理教育を行っている。

研究不正行為を防止するため、「福岡大学研究倫理・コンプライアンス教育推進会議」において方針を決定し、毎年、新たな研究倫理に関する重要事項を追加のうえ、全学的な教育を行っている。研究費の不正防止に関する責任体制が体系的に組織されており、規程も整備されている。

特に医薬系の研究においては、研究種別（医学系研究、遺伝子解析研究、特定臨床研究、治験）ごとに当該研究の規制に従い、事前教育を行っており、ライセンス制で研究に従事できるようにしている。また、国の規制（法律、倫理指針）によらない、人を対象とする研究に関しても大学独自の「福岡大学研究倫理委員会の審査対象研究の実施に関するガイドンス」を定めて、倫理審査及び研究機関の長の許可制を敷いている。その他、動物実験施設では、動物実験委員会により計画書の審査が行われ、学長承認を受けたものが実施されている。

不正行為の抑止力として「福岡大学における研究活動等の不正行為通報処理規程」が整備されている。不正行為についての通報の受付窓口を内部監査室に設置し、通報を受けつけた内部監査室長は、通報された内容を学長に報告することになっている。通報の報告を受けた学長は、通報された内容を企画運営会議に報告した上で予備調査委員会を設置する。予備調査委員会は、速やかに予備調査を実施し、本調査を行うかどうかを決定する流れとなっている。

点検・評価項目⑥：教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1： ○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価
評価の視点2： ○点検・評価結果に基づく改善・向上

現状説明

評価の視点1

企画運営会議のもとに設置した施設整備特別委員会において、既存施設の有効活用方策

や将来のキャンパスマスタープラン策定の検討を行っている。また、個別の設備及び建物については、施設部において点検・評価を実施している。具体的には、設備については法令に基づき業者委託で保守点検や教室のエアコン点検等を実施しており、建物については3年に1度のサイクルで施設部の有資格者が目視等により実施している。

教務部では、教務委員会及び教務事務連絡会において、各学部の意見・要望を収集したうえで、教室のマルチ機器の新設・更新、教務システムの改修を実施している。また、教室のマルチ機器の新設・更新については、5か年計画を策定し、毎年教務委員会で審議了承のうえ、次年度の予算要望を行っている。また、図書館では、案件（情報サービス、PC環境、施設・設備）によって、図書館の組織内及び図書委員会やシステム連絡会議等の会議体にて定期的に点検・評価を実施している。さらに、情報基盤センターでは、教育研究メディアシステムについて、5年周期の更新に向けて情報処理教育委員会において検討し、キャンパスネットワークについては、6年周期の更新に向けて情報基盤センター委員会において検討したうえで、情報統括委員会にて審議・了承している。

大学全体の研究推進（主として、情報サービス、研究環境）に関しては、研究推進部が主体となって毎年度、点検・評価し、研究推進本部会議及び研究推進部委員会で実施している。また、アニマルセンター、RIセンター及び環境保全センターにおいても、各組織において、適宜、点検・評価が行われている。

評価の視点2

点検・評価結果に基づく改善・向上の事例として、情報環境については、教育研究メディアシステム及びキャンパスネットワークの更新により、インターネット回線の増速やMoodleシステムの増強等といった改善を図った。これにより、これまで以上に遠隔授業の円滑な実施が可能となった。また、ストレージのクラウド化により、障害が少なく、機密性、完全性、可用性の高いシステムが実現した。授業教室等については、教室のマルチ機器の新設・更新を計画に基づき適宜行っているほか、令和2年度は新たに、授業で使用する全教室にウェブカメラを配置した。対面授業と遠隔授業を同時に実施するハイブリット型での授業等での使用が見込まれ、今後、新しい授業方法の一助を担うことが期待されている。また、研究については、科研費と研究助成寄附金の設備機器の合算購入を可能としたほか、研究費受け入れに関する間接経費・管理経費に関わる規程の改正を行い資金活用の幅が広がった。また、科研費プロシステムの導入を予定しており、諸手続に関する教育職員・事務職員双方の負担軽減が見込まれている。

<長所・特色>

【点検・評価項目④】

- ・ 研究推進部が中心となって、様々な支援策を実施している。外部資金獲得のための支援の例としては、科研費獲得のためのセミナーの開催や科研費研究計画調書作成に係る

アドバイス、科研費等に初めて応募する研究者からの相談対応等を行っている。また、研究シーズ等の成果を公開するための機会（イベント・セミナー）の提供や産学官連携コーディネーターが研究者と企業等の橋渡しを行うなど、受託研究及び共同研究に結び付けることで、研究の進展や外部資金の獲得を支援している。さらに、女性研究者への支援制度も年々充実しており、平成 29 年度からは男女共同参画を推進するために設置した学校法人福岡大学男女共同参画推進本部の中に「女性研究者支援室」を設置し、女性研究者が研究活動と生活を両立するための支援を行っている。

<課題・問題点>

【点検・評価項目④】

- ・ 様々な制度による研究支援を行っているものの、科学研究費、共同研究・受託研究など社会とのつながりをもとにした研究の推進は、本学の規模・教員数に照らして十分ではないため、さらなる支援制度の改革を行うなど、大学として研究の推進・活性化に取り組む必要がある。

【点検・評価項目④】

- ・ 在外研究員や海外研修員として国内外に一定期間赴き、学術の研究や交流、教授能力の向上を図るための学内制度はあるものの、学部以外に所属する教育職員は、当該組織に所属する教育職員が少なく業務を分担できず、制度を活用することが困難であるため、改善に向けた検討が必要である。

第9章 社会連携・社会貢献

点検・評価項目①: 大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

評価の視点1 : ○大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示

現状説明

評価の視点1

本学は、社会連携・社会貢献に関する全学的な方針として、令和元年度に「社会連携・社会貢献に関する方針」を策定している。同方針には、本学の教育・研究・医療の成果を社会に還元するための基本的な考え方を示している。なお、同方針は本学公式ウェブサイトに掲載しており、学内はもちろん、社会に広く公表している。

点検・評価項目②: 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

評価の視点1 : ○学外組織との適切な連携体制
評価の視点2 : ○社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進
評価の視点3 : ○地域交流、国際交流事業への参加

現状説明

評価の視点1

本学は、地域連携推進センター、研究推進部、エクステンションセンター、国際センター及び学部・研究科等の各部局において、国内外の教育機関、行政機関、医療機関及び産業界等との連携に基づき、総合大学の強みを生かした幅広い社会連携・社会貢献活動を実施している。

評価の視点2

① 地域連携・地域貢献活動

地域連携推進センターでは、学部や研究所、個々の教育職員などの学内関係者及び学外の関係団体と連携し、多様な地域連携・地域貢献活動を実施している。令和元年度は39件の事業に取り組んだ。具体的には、地域高齢者の訪問活動「高齢者訪問活動・誤嚥予防教室」、「親子科学教室・親子天体観測教室」などの地域支援、「防犯パトロール」や「大学生と地域との意見交換会」、「七隈人権まつり」など自治会や行政と協力して実施する地域活動、「新体力テスト支援」や「水泳授業支援」、「音楽鑑賞会」など福岡市立小学校を拠点とした教育支援プロジェクト、「アイランドシティ健康のまちづくり事業」や「那珂川市との高齢者の運動による健康づくり推進普及連携事業」などの健康のまちづくり事業を実施した。なお、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から3件の事業を除き中止とし

た。

また、本学では「地域の多様な主体と連携し、福岡都市圏に所在する 15 大学、福岡市、福岡商工会議所や福岡中小企業経営者協会が既存の組織・領域・分野の枠を越えて連携・交流を促進することにより、福岡市の高等教育の振興と地域社会の活性化に寄与すること」を目的とする「福岡未来創造プラットフォーム」に参画している。

このほか、学部・研究科の所属教員を中心に、各分野の専門性や教育研究の成果を生かした多様な地域連携・地域貢献活動に取り組んでいる。以下にその事例を示す。なお、これらの事業の一部には本学の学生も参画しており、学生自身の成長を促す機会ともなっている。

(ア)小・中学校授業支援や体験学習・環境学習の実施

- ・小学生を対象に最先端技術の紹介や科学教室の実施【理学部】
- ・防災教育・環境学習の実施【工学部】
- ・小中学校での体育授業支援【スポーツ科学部、スポーツ健康科学研究科】

(イ)地域住民への生涯学習の機会の提供や健康増進活動、法律相談の実施

- ・公民館での歴史講座、ドイツ文化講座の実施【人文学部、人文科学研究科】
- ・アイランドシティでの健康まちづくり【スポーツ科学部】
- ・地域住民を対象としたヘルスツーリズム事業、自治体との包括協定による認知症予防事業などの実施【スポーツ健康科学研究科】
- ・福岡リーガルクリニック法律事務所と連携した公民館での無料法律相談の実施【法科大学院】

(ウ)スポーツ振興事業の実施

- ・障がい者サッカー大会の開催【スポーツ科学部・医学部・福岡大学病院】

(エ)地域のニーズを踏まえた地域の課題解決のための支援

- ・壱岐市、壱岐市医師会との協定に基づく常勤医師の派遣、講演会等の啓発活動実施【医学部医学科】

(オ)地域や自治体のイベント・会議等への教育職員派遣

- ・地方自治体の委員会への参画【工学部、工学研究科】

② 学外機関との連携による正課教育の充実

一部の学部・研究科では、国内外の教育機関や行政機関、産業界との連携により、正課教育の充実を図っている。以下にその事例を示す。

(ア)外部講師による授業の実施

- ・福岡県警察、国土交通省、福岡県、福岡市等との連携による「警察活動の理論と実務」、「九州地域政策」を開講【法学部】
- ・クリエイティブ・マネジメントプログラムにおける企業との連携を通じた、企業経営者、関係者による講義【商学部】

(イ) 大学間連携を通じた授業科目相互開放

- ・ 地下鉄七隈線沿線三大学連携事業による大学院講義の相互開放【医学研究科博士課程】
- ・ 弁護士会、他大学法科大学院と連携した授業相互開放【法科大学院】

(ウ) 自治体や産業界の意見を反映したカリキュラム改善

- ・ アドバイザリーボードとして教育課程連携協議会を設置し、産業界や自治体から教育課程（カリキュラム）についての意見聴取【法科大学院】

(エ) 教育等に関する情報交換や研修会参加

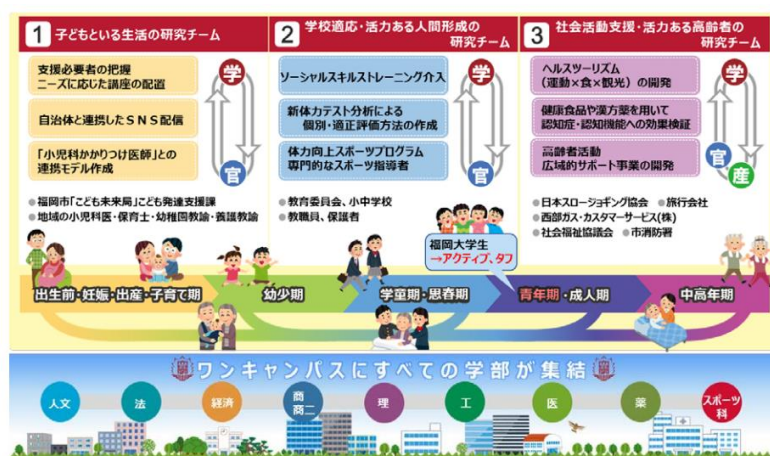
- ・ 看護系他大学との連携体制を構築し、教育等に関する情報交換や研修会への参加【医学部看護学科、医学研究科修士課程】

(オ) インターンシップの推進

- ・ 九州経済連合会との連携によるインターンシップの推進【工学研究科電子情報工学専攻】

③ 産学官連携による研究活動

本学では、地域の人々の幼少期から高齢者までのライフタイムの課題に取り組む研究ブランディング事業「福奏プロジェクト」を実施している。ひとつのキャンパス内に人文科学、社会科学、自然科学の学部を擁する総合大学である本学の特徴とこれまでの成果を活かし、学部横断的に構成された3つの研究チームが、産業界や行政などと連携・協働しながら健康上の課題の解決に取り組んでいる。行政との連携では、福岡市の長期計画を踏まえた少子高齢化の課題に対して、福岡市、認可保育園と連携した子育てにおける健康安全支援、小学校の授業支援による全小学校での教材配布、高齢者の健康維持のための運動指導活動を行っている。また、企業が高齢者見守りを担い、大学がそれを支援する社会支援体制を構築している。



福奏プロジェクト概要図

その他、本学では、産学官連携研究をサポートし、企業からの研究連携の総合窓口として、研究推進部に産学官連携センターを設置している。企業からの技術相談に対応すると

もに、理工系・医療系の専門の産学官連携コーディネーターを配置し研究連携の橋渡しを行っている。また、北九州市及び大牟田市に産学連携室を設置しており、両市が推進するエコタウン事業と連携し、北九州市とは廃棄物の研究やエコスクールの実施、大牟田市とは地元企業との研究連携を推進している。併せて、地元企業の直面する課題に大学として取り組むため、企業経営者による福岡大学産学連携協議会（加盟 100 社）を設置し、研究、人材、ビジネス交流を行っている。これら企業など他機関との連携により年間 70～80 件の共同研究を実施している。一例として、本学が開発した廃棄物埋め立て方式「福岡方式」は、すでに、アジア各国やアフリカ諸国に展開しており、海外への技術移転のための人材育成等を支援している。

④ 生涯学習支援

エクステンションセンターにおいて、福岡大学市民カレッジ（公開講座）として、本学の教育研究リソースを活用した各種講座を広く一般市民向けに開講している。例えば、子供の運動能力・体力の向上を目的とした「キッズ・サッカークラブ」「キッズ陸上教室」や、女性の病気・怪我防止を目的とした「女性のための元気体操教室」、など、本学の教育職員が中心となり、一部では運動部に所属する学生をアシスタントとして参画させながら、幅広い世代への学習機会の提供を行っている。

また、一部の学部等では、企業や公的機関、他大学との連携のもと独自の公開講座等を実施している。

評価の視点3

国際センターでは、海外の大学との大学間協定に基づき、学生や教職員の交流として交換留学や短期研修等を実施している。また、一部の学部においては学部間協定に基づき、例えば、法学部ではドイツのカッセル大学経済学部経営法学科と、経済学部では韓国の釜山大学校と学生や教育職員の交流を実施している。また、福岡県内の大学、地方公共団体、経済団体、国際交流関係団体で構成される「福岡地域留学生交流推進協議会」及び「福岡県留学生サポートセンター運営協議会」へ加盟し、留学生の受入れ・支援、交流活動に関する協議・意見交換、情報共有を行っている。併せて、企業・大学・地域のグローバル化を推進する観点から、平成 29 年度に本学と福岡大学産学連携協議会及び福岡県国際交流センターが連携した留学生向けの奨学金制度を創設し、令和 2 年度は同制度のもとタイから 2 人の留学生を受け入れた。

点検・評価項目③: 社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。

また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点 1 : ○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価

評価の視点 2 : ○点検・評価結果に基づく改善・向上

現状説明

評価の視点1 評価の視点2

本学の社会連携・社会貢献に関する自己点検・評価は、地域連携推進会議において、学部・研究科等の各部局が実施した点検・評価結果を検証し、その検証結果を大学の内部質保証に責任を負う自己点検・評価推進会議がさらに全学的視点で点検・評価する体制となっている。

なお、各部局が個々に取り組んでいる事業の定期的な点検・評価については、部局により大きな違いが生じている。例えば、スポーツ科学部、法科大学院、研究推進部、エクステンションセンターなどでは組織的・定期的に点検・評価が実施され、その結果、事業規模・回数の拡大や取組内容の充実、問題の解消などの成果が見られている。一方で、定期的に点検・評価が実施されているものの、社会連携に資する活動が個人に委ねられている部局や、改善が進んでいない部局、点検・評価を実施していない部局も見られる。

<長所・特色>

【点検・評価項目②】

- ・ 9学部 31学科を擁する総合大学として、専門性を生かした社会連携・社会貢献に関する多様な取り組みを行っている。中でも研究ブランディング事業「福奏プロジェクト」では、学部横断的な3つの研究チームを構成し、地域の全ての人たちが、出生前から老年期に至るまで心身ともに健康な一生を過ごせるよう、それぞれのライフステージで抱える健康上の課題の解決に向けて、産業界や行政などと連携・協働しながら各種プロジェクトに取り組んでいる。実施にあたっては、包括連携協定を結んでいる福岡市及び福岡大学産学連携協議会との共同体制を構築しており、プロジェクトの進捗状況等については、学識経験者や産業界、自治体の有識者からなる外部評価委員会を設け確認を行っている。

<課題・問題点>

【点検・評価項目②】

- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、地域連携関係のイベントの中止、活動制限、参加者減少の中で、いかに地域連携を行っていくか、コロナ禍における地域連携・地域貢献について検討し、取り組む必要がある。

第10章 大学運営・財務

第1節 大学運営

点検・評価項目①: 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

評価の視点1 : ○大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示

評価の視点2 : ○学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知

現状説明

評価の視点1 評価の視点2

本学は、「建学の精神」に基づき「教育研究の理念」を実現するため、大学の運営に関する全学的な方針として、令和元年度に「福岡大学運営方針」を策定している。同方針には、学長のガバナンスや教職協働体制等に関する基本的な考え方を示している。なお、同方針は本学公式ウェブサイトに掲載しており、学内はもちろん、社会に広く公表している。

点検・評価項目②: 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

評価の視点1 : ○適切な大学運営のための組織の整備

- ・学長の選任方法と権限の明示
- ・役職者の選任方法と権限の明示
- ・学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備
- ・教授会の役割の明確化
- ・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化
- ・教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化
- ・学生、教職員からの意見への対応

評価の視点2 : ○適切な危機管理対策の実施

現状説明

評価の視点1

① 学長及び役職者の選任方法と権限の明示

「学校法人福岡大学運営規則」第7条第1項第1号において、学長の職務として「本学の運営及び教学の最高責任者として法人の設置する学校を総理し、職員を統督する」と定めており、また、第12条において、学長が本学の教育研究に関する事項について運営組織等の審議を経て最終的な決定を行うことを定めている。さらに、学長の選任方法については、「福岡大学学長選任規程」「福岡大学学長選任規程の実施に関する取扱内規」に定めている。その他の役職者の選任方法と権限についても同様に「福岡大学役職員選任規程」等の学内規程に定めている。

② 学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備

大学の運営に関する学長の意思決定プロセスは、各部門の委員会及び教授会等の審議を経て、執行部（学長、副学長、事務局長）を構成員とする企画運営会議で審議を行い、さらに議案に応じて学部長会議での協議、大学協議会での審議を経て、学長が最終的な決定を行う流れとなっている。なお、「学校法人福岡大学運営規則」「学長補佐及び企画調整委員に関する内規」において、学長が意思決定を行うにあたり、情報収集や調査及び助言を行うことを目的に、必要に応じて学長補佐を配置することを定めている。同規程に基づき、令和2年度現在、2人の学長補佐を配置している。

③ 教授会の役割の明確化、学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化

教授会の役割は、「学校法人福岡大学運営規則」第9条第2項及び第12条、「福岡大学教授会規程」において定めており、学生の入学、卒業及び課程の修了、学位の授与その他教育研究に関する重要な事項で教授会の意見を聴くことが必要であると学長が定めるものについて、意見を述べることにしている。また、教授会は学長等がつかさどる教育研究に関する事項について審議するとともに、学長等の求めに応じ意見を述べるができる。

④ 教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化

「学校法人福岡大学運営規則」第9条において大学における運営組織を定め、同規則第12条において、学長は、教育研究に関する事項について最終的な決定を行う上で、運営組織等の審議を経ることと定めている。また、「学校法人福岡大学寄附行為」第17条において、理事会は、学校法人の業務を決することを定めており、別途、理事会付議基準を定めている。従って、教学事項は主に大学における運営組織が扱うが、理事会付議基準に基づき、経営に関する事項のほか、重要な教学事項も理事会で審議している。なお、学部長が理事を兼ねているため、理事会までの審議過程における意見を十分に踏まえることができている。

⑤ 学生、教職員からの意見への対応

大学運営に関する教職員及び学生からの意見聴取や情報等の共有については、次のとおり対応している。教育職員については、各会議体（委員会等）に文系学部・理系学部選出委員や各学部選出委員を構成員に含んでおり、学部の意見を代表して述べる機会がある。また、教授会において、適宜、報告や意見聴取を行っている。事務職員については、事務部長会を通じて報告や意見聴取等を行っている。学生については、学友会の代表団体である総務委員会と大学執行部が「合同協議会」を年2回開催し、学生が大学執行部に様々な要望を直接行うことができる機会を設けている。

評価の視点2

緊急事態が発生した際は、緊急事態対応規程に基づき、各部門（大学、附属病院、附属高校・中学校）において緊急事態対策本部を設置し、対応することになっている。大学の緊急事態対策本部の構成員は、学長、副学長、事務局長、企画部長、総務部長、企画課長、総務課長、学部長、教務部長、学生部長、教務部事務部長、学生部事務部長、その他緊急事態の状況に応じて学長が必要と認めた者である。その他、緊急連絡網を備えている。

大学の各部門及び事務部署等には、緊急時の各種対応マニュアル（「災害対策初動マニュアル」「緊急事態対応マニュアル」「式典時の緊急事態対応マニュアル」）及び消防計画を備え置き、日ごろからの防災・危機管理意識の醸成を図っている。また、新型コロナウイルス感染症の対応として、令和2年2月に「新型コロナウイルス感染症緊急対策本部」を設置した。同対策本部において、授業開講スケジュール、学年暦、入学式・卒業式の実施有無等を検討するとともに、イベント等の開催に関する方針、海外渡航及び国内移動等に関する方針（行動指針等）を策定し、公式ウェブサイト等で公表した。令和2年度は、感染拡大状況や国の方針等に基づき、新型コロナウイルス感染症を踏まえた各種方針は企画運営会議を中心に検討・決定し、随時、公式ウェブサイト等で公表している。

点検・評価項目③: 予算編成及び予算執行を適切に行っているか

評価の視点1： ○予算執行プロセスの明確性及び透明性 ・内部統制等 ・予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定

現状説明

評価の視点1

予算編成については、はじめに財政担当理事が専務理事及びその他の関係理事と協議のうえ予算編成方針を決定する。その後、予算統括部課(以下「財務課」という。)を通じて、予算執行担当部課(室)長に予算編成方針を示し、編成資料の作成を指示している。予算執行担当部課(室)長は、予算編成方針に沿って、当該部局の教育・研究計画または事業計画を立案し、これに基づく予算編成資料を作成のうえ財務課に提出している。財務課は、要望内容の点検及び聞き取り調査を行い、さらに要望内容に関して特に意見聴取が必要な部局については理事者等との予算ヒアリングを行う。その後、財務課において、新規要望事項や特に検討を要する事項について理事者等と検討のうえ、予算案を作成する。予算案は企画運営会議において、中長期計画及び事業計画に沿った予算であるか等の検討が加えられ、最終的には大学協議会、評議員会及び理事会の議を経て決定する。

予算執行については、経理規程、固定資産及び物品調達規程に基づき適正に執行されている。なお、予算編成から執行までの時間的問題や、その他諸々の状況により予算未計上の事業が発生する場合は、財務課において費用対効果を十分調査し、予算要望部局との間で他の事業予算流用の可否、予備費使用の可否等の協議を行い、財源を検討する。さらに起案書により、財政担当理事の承認を経た後、予算執行部局へ執行を許可している。

経理規程に定めているように財政担当理事は、予算の編成と同時に資金計画を作成している。資金計画に基づく予算執行においては、常に予算と比較検討し、適正な執行に努めている。また請求書の内容は発生部局と財務部において二重三重の確認を行い、不正防止や人為的なミス防止に努めている。会計伝票・証憑書類の内容についても複数回の確認を行っている。予算の執行状況については、毎月財務部にて確認し、予算執行の明確性及び透明性の確保に努めている。

点検・評価項目④：法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

評価の視点1： ○大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置 ・職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況 ・業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備 ・教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働） ・人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善
--

現状説明

評価の視点1

令和2年5月1日現在、法人全体で67の事務部署（大学49部署、附属病院16部署、附属高校・中学校2部署）があり、総勢653人（専任職員428人、嘱託225人）の事務職員が在職している。

事務職員の採用及び昇格については、「事務職員等の採用に関する内規」「事務職員等の昇格基準に関する内規」等の学内規程に基づき実施されている。専任事務職員（総合職）の採用は、求人情報の公表→説明会開催→面接（複数回）実施→内定という手順になっている。なお、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、最終選考以外の全ての選考をオンラインで実施した。昇格審査は年2回（4月・10月）行っており、昇格候補者が昇格試験を受ける意思を示せば、事務職員審議委員会による審査が行われる。審査は事前課題と面接の総合評価で行われ、一定基準をクリアすれば昇格が認められる。なお、嘱託職員の専任登用については、2年に1度実施しており、優秀な嘱託職員を登用することで事務組織の活性化を図っている。

業務の多様化や専門化に対応するため、専門的な知識や技能を持つ事務職員の採用にも取り組んでいる。例えば、図書館においては司書、施設部においては建築士等の建築・土木・施設整備に係る有資格者など、各組織の特性に応じて必要な専門人材を配置している。また、直近では令和元年度に、就職・進路支援センターにおいて学生の就職支援及びキャリア教育支援、就職支援行事等の企画・実施を行う専門人材を募集し、令和2年4月から採用した。

本学は、「福岡大学運営方針」において、教職員が一体となって大学運営に取り組む教職

協働体制を強化することとしている。学部・研究科及びその他部局には、それらの業務を支援する事務組織を設置し、協働体制を整備している。また、学内の様々な改革に際しては、その都度、特別委員会等を設置し対応しているが、それらの委員会等にも事務職員が参画している。直近では、本学の内部質保証の再構築に向けた検討組織として設置している内部質保証検討委員会に、関係する教育職員のほか、企画部長、教務部事務部長、大学院事務部長が参画している。

事務職員の業務改善・効率化を図るとともに、個々人の能力開発・自己啓発を促進することを目的として、目標管理制度を導入している。目標管理では、毎年度6月と2月に管理職が業務担当者と目標管理シート及び人材育成支援シートに基づいた面談を行い、次年度の業務に向けた改善点などのアドバイスを行っている。なお、これらの結果は人事異動などの参考として活用している。

点検・評価項目⑤: 大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

評価の視点1： ○大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施
--

現状説明

評価の視点1

本学は、「福岡大学 FD・SD に関する全学的方針」において、FD と SD を次のように定義づけている。

【FD】対象：教育職員

本学のあらゆる活動（「教育・学生支援・学生の受け入れ」「研究」「社会連携・社会貢献」「運営・財務」）の内部質保証を推進することを目的として行われる、組織的かつ継続的な活動

【SD】対象：事務職員

事務職員が業務を通じて貢献できるようになることを目的として行われる資質向上や職能開発に関するあらゆる活動

上記の定義に基づき、大学設置基準で求められる教育職員を対象として行う SD については、「第6章 点検・評価項目④」に記述のとおりである。

事務職員対象の SD については、SD 推進委員会において策定した「事務職員に求める能力（建学の精神）」及び「学校法人福岡大学 SD 推進の基本方針（STEP1-STEP4）」に基づき、事務職員一人ひとりのキャリアや職務に必要とされる能力に対応した研修を提供しており、また、必要に応じて、学外において提供されている研修にも積極的に参加している。令和2年度は、「新採用事務職員研修」「若手職員研修」「新任役職者（課長補佐）研修」「新任部長・課長研修」「メンタルヘルス研修」「労務管理・ハラスメント防止研修（eラーニング）」「夏

季 ICT 活用研修」「目的別研修」「分野別研修」「西部地区五大学連携協定研修」「福岡市企業同和問題推進協議会主催研修」「日本私立大学連盟主催研修」「日本私立学校振興・共催事業団主催研修」「大学セミナーハウス主催研修」の実施を計画している。なお、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、学外研修の一部が中止となり、学内研修においても状況を見ながら実施している。

点検・評価項目⑥: 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

評価の視点1 :	○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価
評価の視点2 :	○監査プロセスの適切性
評価の視点3 :	○点検・評価結果に基づく改善・向上

現状説明

評価の視点1 **評価の視点2** **評価の視点3**

本学では、法人全体として、監事、監査法人及び内部監査室による監査を実施している。

監事による監査では、法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行状況について、会計年度毎の監査計画に基づき、関係者に対して聞き取り監査、書面監査、実地監査等を実施している。その結果は、監事監査報告書として理事会及び評議員会に提出される。報告書において監事から提言や助言を受けた事項については、執行部が関係部局へ改善指示を行い、体制の整備や規程改正などを行っている。

監査法人による監査では、財務諸表が学校法人会計基準に準拠し、当該会計年度の経営の状況及び財政状態を全ての重要な点において適正に表示しているかの監査が行われ、監査結果が理事長、専務理事及び常務理事に報告される。指摘事項や改善要望事項については、財務課を通じて関係部局へ対応を依頼し、当該部局は、翌年2月末までに対応状況等を回答することになっている。

内部監査室による内部監査は、法人の業務全般を対象とし、専務理事の指示により、年度毎の監査計画に基づき、関係部局に対して聞き取り調査、書類調査、実地調査等を実施している。内部監査報告書において指摘を受けた事項については、事務部長会において事務部門全体へ報告を行うとともに、改善を呼びかけ、問題意識の共有化、コンプライアンス意識の醸成等を図っている。

その他、法人及び大学運営の適切性については、定期的ではないものの、適宜、委員会等を設置し見直しを行っている。現在は、意思決定の迅速化と責任の明確化を図る観点から、企画運営会議のガバナンス強化・改善検討特別委員会において、本法人における意思決定プロセスの見直し（「常勤理事会議（仮称）」の設置等）についての検討を進めており、ガバナンス強化・改善に資する改革を行う予定である。

事務組織も同様に、定期的ではないものの必要に応じて見直しを行っており、企画運営会議の教学事務組織再編検討特別委員会において、教学組織の連携だけでなく、それを支える

事務組織が効果的かつ効率的に組織運営できる体制の再構築（スマート化）に向けて見直しを行っている。

<長所・特色>

【点検・評価項目②】

- ・ 学長の円滑な意思決定を支援するため2名の学長補佐を配置している（令和2年度現在）。学長補佐は学長の諮問に応じ、本学の教学及び経営に関する情報の収集・調査、企画立案、学内外の機関及び部署との折衝等を行うほか、その専門性や知見を活かし、本学のガバナンス改革や施設整備に関する特別委員会等にも参画し、助言を行っている。

【点検・評価項目⑤】

- ・ 事務職員のSDを体系的に行っている。平成29・30年度に分野別研修「大学の教育改革に関する研修（発展コース）」を実施した。同研修は事務職員が大学改革に関する理解を深め、本学の教育改善に関する企画や提言を行うための実践的な能力の養成を目的としており、参加者は2～3名のグループに分かれて、各自で設定したテーマに沿って文献調査や他大学等への訪問調査を行い、その成果を取りまとめて報告（発表）を行っている。なお、現在は同研修の実施状況を踏まえ、分野別研修（基礎編）及び（財政編）を実施し、事務職員に必要とされる知識・能力の習得に向けて取り組んでいる。

<課題・問題点>

【点検・評価項目④】

- ・ 事務職員に対するSDは実施されているものの、教育職員に対するSDが「福岡大学FD・SDに関する全学的方針」に基づき、体系的・組織的に実施しているとは言い難いため、体系的・組織的に実施するための体制を整備のうえ、取り組む必要がある。また、教育職員及び事務職員の意欲向上に向けた仕組みが構築できているとは言い難いため、改善が必要である。

第2節 財務

点検・評価項目①: 教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

評価の視点1 : ○大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定
評価の視点2 : ○当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定

現状説明

評価の視点1 評価の視点2

中長期的な財政収支見通しによる経営を検討する観点から、平成27年度より法人全体の10年間の中期予算の編成を行い、中期の財政計画に活用している。大学部門を含めた法人の中期計画については、本学の創立100周年(2034年)に向けた15年を3期に分けた計画となっているが、第1期の5年間(2020-2024年)では、財政基盤の強化(収入増・経費削減)を目標に掲げており、具体的には、非病院部門(収入超過)が病院部門を支えている事業構造の見直しを進めつつ、財政状況の改善に向けて、資金運用額及び投資対象の拡大を図り、資金運用収入の増加に取り組むことにしている。また、法人の人件費比率(52.8%)が全国平均(44.1%*)と比較し高い水準にあるため、人員数の適正化、各種手当の見直し等を行うことにしている。

*「令和元年度版 今日私学財政」医歯他複数学部の数値

点検・評価項目②: 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

評価の視点1 : ○大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤(又は予算配分)
評価の視点2 : ○教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み
評価の視点3 : ○外部資金(文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等)の獲得状況、資産運用等

現状説明

評価の視点1

安定的な財務基盤を確立するため、教育研究設備、施設の更新等に係る特定資産を設定し、計画的に組み入れを行っている。その結果、法人の令和元年度決算における積立率は85.9%(全国平均60.2%)と良好な数値を示している。また、令和3年度予算編成から部局ごとに「予算キャップ制度」を導入し、確実な経費削減、効率化の推進・徹底による財政基盤の強化を図っている。収入増加策としては資金運用額及び投資対象の拡大を図り、令和元年度の受取利息は8億8,100万円(対前年比4,600万円、5.5%の増加)となった。令和2年度推定も9億3,200万円(対前年比5,100万円、5.8%の増加)を予定している。さらに人員数の適正化、各種手当の見直し等、人件費削減に向けた検討を行っていくとともに、病院部

門における医療経費削減に向けた取組を進め、財政基盤の強化を図る予定である。

評価の視点2

本学の教育研究活動等の維持及び向上のため、国の補助制度を有効に活用しているほか、寄付金に関しては、「学校法人福岡大学教育研究振興資金募金規程」を制定するとともに、学校法人福岡大学募金推進委員会を置き、募金活動を推進している。さらに、迅速かつ現状に即応した募金活動の実施及び多様な使途への寄付金受入れ体制の整備を目的として、募金活動関係学内規則の制定及び一部改正を令和2年度中に実施する予定である。

評価の視点3

学外研究費は大学の研究能力、教育水準の向上に直結するため次のとおり一定件数を獲得している。

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
文部科学省科学研究費助成事業	214件 3億8,346万円	225件 4億1,336万円	241件 4億7,190万円	256件 4億1,920万円	280件 4億9,144万円
受託研究	106件 3億1,743万円	115件 3億1,308万円	101件 2億8,464万円	89件 2億6,111万円	103件 4億7,236万円
研究助成寄付金	541件 3億6,920万円	569件 4億576万円	558件 4億3,869万円	511件 3億4,160万円	551件 3億8,477万円
共同研究	52件 1億598万円	56件 9,958万円	72件 1億5,079万円	83件 2億1,244万円	71件 7,819万円

<長所・特色>

【点検・評価項目②】

- 令和3年度の予算編成から、部局ごとに予算要望のシーリング（予算キャップ制度）を導入し、確実な経費削減、効率化の推進・徹底を図っている。また、必要かつ十分な財政基盤の確立に向けて、国の補助制度の有効活用を進めるほか、寄付金に関しては古本募金、遺贈による寄付及びクラウドファンディングを開始するなど、多様な方法による受け入れ体制を整備している。

<課題・問題点>

【点検・評価項目①】

- 平成30年度及び令和元年度と2年連続で経常収支差額が支出超過となっており、日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分」では「イエローゾーン（経営困難状態）の予備的段階」に位置づけられるため、財政の強化は喫緊の課題である。

以上

